

第2回点検検証部会 議事録

1 日 時 平成31年3月5日（火）16:00～19:00

2 場 所 総務省第2庁舎7階大会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子

【専門委員】

大西 浩史（株式会社リアライズ代表取締役社長

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長）

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

篠 恭彦（日本能率協会審査登録センター専任審査員）

西 美幸（アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー）

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、

国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

平野大臣官房審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、永島次長、阿南次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官

4. 議 題

- （1）基幹統計の点検結果の整理について
- （2）基幹統計の予備審査（統一的審査）について
- （3）今後の進め方について
- （4）その他

5. 議事録

○河井部会長 それでは、ただ今から、第2回の点検検証部会を開催いたします。

本日は、川口専門委員が10分ほど遅れていらっしゃるということです。

本日の会議は、政府が実施した基幹統計の点検の各案件についての評価を実施するという、あと、書面調査の調査票の検討を行うということ、もう一つは、今後のワーキンググループ等の進め方について審議をしたいと思います。

○永島総務省統計委員会担当室次長 カメラ撮りはここまでといたします。

○柴沼総務省統計委員会担当室次長 続きまして、事務局から資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1-1という1枚紙があります。続きまして、資料1-2、基幹統計の点検結果の整理についてということで、ホチキスとじの資料があります。続きまして、資料2-1、これは1枚ものの資料があります。続きまして、資料2-2ということで、カラー刷りの資料があります。続きまして、資料2-3ということで、ホチキスとじの資料があります。その後ろに、資料2-3（参考）という1枚紙、入っているかどうか、確認いただけますでしょうか。資料2-3（参考）というカラー刷りの資料を後ろに付けてあります。その後ろにもう1枚、1枚もので資料3-1という当面の進め方という紙が入っています。続きまして、資料3-2といたしまして、点検検証部会ワーキンググループの設置についてという2枚ものの資料が入っております。

その次が、いずれも参考資料でありまして、部会の名簿が参考1であります。続きまして、参考2といたしまして、厚生労働省の報告書を付けてあります。参考3ということで、前回の議事概要を付けております。

それから、席上に出席者の一覧を配布しておりますほか、篠専門委員から御提出いただいたカラー刷りの資料を配布させていただいております。また、もう一つ、平成25年住宅・土地統計調査の集計事項一覧という紙を配布しております。

資料につきましては以上ですが、特に足りないものなどありましたら、お知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、進めさせていただきたいと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

まず、参考1を御覧ください。本日から、専門委員お二人に新たにメンバーに加わっていただきました。

まず、大西専門委員は、データをいかに正しく、求められる品質で整備・維持するかというデータマネジメントの専門家です。株式会社リアライズの社長として、ITビジネスの第一線で御活躍されているだけでなく、一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアムの理事兼事務局長として、データマネジメントに関する社会的認知向上や、その実践のための土俵づくりにも大きく貢献されています。

もう一方の篠専門委員は、ISOマネジメントシステム規格に基づく認証の主任審査員として活躍されています。特に、マーケットリサーチ、市場とか、世論とか、あるいは社会調査ですね、そのマーケットリサーチのプロセス規格であるISO20252については、その第三者認証制度の立ち上げに尽力され、当該認証の適合性審査ができる数少ない専門家です。また、日本品質管理学会、統計・データの質マネジメント研究会に参画し、日本品質管理学会規格、「公的調査のプロセス―指針と要求事項」の策定に大きく貢献されるなど、調査プロセスの品質保証と公的統計作成プロセスの双方に知見を有する希有な方です。

それでは、お二人から御挨拶をお願いいたします。それぞれ御専門の立場から今回の不適切な統計の問題について、どのように御覧になっていたかについても言及していただけますでしょうか。また、各府省の統計作成プロセスへの関与の経験についても触れていただければ幸いです。それでは、まず、大西専門委員から。

○大西専門委員 ただ今御紹介にあずかりました株式会社リアライズの代表取締役社長、日本データマネジメント・コンソーシアムの発起人を務めております大西浩史と申します。

まず、報道で伺い知るだけの話で、本当に感想ということになると思うのですが、やはり、本質的には、データマネジメント的に言いますと、これがワードで出てくる、紙の調査票を集めて、紙でまた1回電子にして、またそれを紙で出すという、紙で見ると確かに視認はしやすいのですが、データの的にチェックしようとしみますと、例えば、コピーをするときにコピーミスをするとか、紙がベースとなって全てのオペレーションが回るときに、データ所在ですとか、あるいはミスですとか、そういうことがプロセスにもものすごく入りやすいというところがありまして、紙の調査文化からの脱却とデータを中心にして、いかにそれをより正確性のあるもの、あるいは公正なものにしていくかというところがとても重要で、そういったデータの取り扱いの不一致とかはさまに、今回のようなことも原因としては起こってしまっているのではないかと感じている次第です。

もう一つは、専門分野からの見地で言わせていただきますと、詳しくテキストで何か書いてくださいと、調査票によくありますが、書く側は一生懸命書くのですが、そのデータは何に使うのですかというところが、やはり、答えたからには、それが有効に使われるべきでして、予算を使って、税金を使って、そういった統計をするわけですから、それをいかに活用していくかというところをしっかりと定義をしていかないと、本当に必要な統計を国民に届けることが難しくなると思っております、活用をいかにしていくかという2点で、そこは私の専門分野になっておりますので、そういった観点で貢献ができれば嬉しいと考えております。

あと、統計への関与はありません。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、篠専門委員。

○篠専門委員 篠です。よろしく願いいたします。

先ほどの御紹介にもありましたように、ISO 2万252、私どもは20252（ニーマルニーゴーニ）というふうによく言いますが、ISO 20252の認証の立ち上げというのに関わらせていただきました。ですので、今回の御指名というか、専門委員にさせていただいたのも、それに関連してと理解しておりますので、お手元に「ISO 20252と公的統計」という2枚ほどの紙を用意しまして、20252の若干説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

まず、ISO 20252というのはどういう規格かといいますと、市場、世論、社会調査のプロセス管理に特化した品質基準、ISO規格ということであります。あえて分かりやすく言いますと、ISO 9001、品質マネジメントシステムは御存じだと思いますけど、これの調査業界版と考えれば簡単だと思います。

また、ISO 20252につきましては、先ほど立ち上げに関わったと申しましたように、第三者認証の仕組み、認定認証枠組みと申しますが、認証の仕組みができ上がっております。

ISOですので、ISOのTC 225というテクニカルコミッティーが所管しておりまして、そこでは別にISO 26362という、アクセスパネルについての規格ですとか、19731、データ分析、ウェブ解析についての規格ですとかを所管しております。今年2月12日に、20252の第3版が出版されまして、これに26362は吸収され、19731は一部組み込まれたという形

になっております。

先ほど、I S O 9001の調査業界版と申しましたが、若干違う点があるとすれば、I S O 9001はマネジメントシステム規格であります。それに対して、I S O 20252というのは、製品・サービス認証規格、つまり、いわゆるモノの規格と同じ考え方をしているという違いがあります。

最後に、I S O 20252、今J I S化の作業が進行中であります。御存じのように、昨年、日本工業規格というのが日本産業規格に変わりました。そのとき、データとかサービス分野にも広げるといことになりまして、恐らく、その最初の規格になるのが、このI S O 20252ではないかと言われております。今年中の発効を目指しております。

では、20252がどんなものかという、下に書かれてあります。調査の営業・企画管理、データの収集、データの管理と処理、調査プロジェクトの報告といったプロセスがそれぞれあるわけですが、それぞれについてどうあらねばならないのかが書かれた規格であります。いろいろな内容があるとは思いますが、その中のコアの部分だけ規格の言葉になっている、そういう規格であります。ただ、こうしますと、ばらばらになってしまうといけなないので、これらを取りまとめる形で、条項3というところ、品質マネジメントシステム部分加わった構成になっております。

次のページ、上の方で規格要求事項の概略という形で書かれております。上のページ横に、条項4、条項5と申しますが、4、5、6、7というところで調査の企画をし、データの収集をし、データの管理と処理をし、調査プロジェクトの報告をするという流れ全てについて、規格の要求事項がある。これらを取りまとめるために、3のところ、調査プロセスマネジメントシステムに関する要求事項があるという、こういうような構成になっているわけです。

認証の枠組みと申しました、認証取得があるわけですが、残念ながら、まだ9社、今現在、1社審査を開始するところですので、10社になるというのが今のところの国内現状であります。取得企業は、よく御存じの会社があるかと思えます。大きな企業にかなり入っていただいております。

右側のところに、外国はどうなっているか。若干古いデータで申し上げないですが、このぐらいの感じにはなっているというところですよ。

それでは、5ページです。I S O 20252というのが、公的統計適用可能なのだろうかという検討が、日本品質管理学会において以前実施されました。この結果を踏まえて発行されたのが、日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス―指針と要求事項」というものであります。

どんな検討をしたかということになります。I S O 20252に基づいてチェックリストを作った。当然、性格が違いますので、主体の読みかえ等が必要だったということになります。

次に、それを用いまして、実際の公的統計調査について関係者にヒアリングをさせていただきました。3基幹統計、2自治体ということでヒアリングをさせていただいて検討い

たしました。検討の結果、20252の規格の観点から、幾つかの懸念事項が検出されて、公的統計にも適用性があることが確認されました。

このチェックリストの適用可能性を更にブラッシュアップして作られたものが、日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス指針と要求事項」です。

下に、御説明はしませんが、参考で検討の中での懸念事項ということで、これは、先ほど、3基幹統計、2自治体ヒアリングと言いましたが、2統計、1自治体のヒアリング段階でまとめた若干古いもので、現状では必ずしも対応していない可能性はありますが、こんなことがそのときには議論になったということで御理解いただければと思います。

以上のようなことで、公的統計調査も含めて調査のプロセスについては、それなりに知識があるということで、その面から今回の検討に御協力できればと思っております。

プロセス自体の認識とは離れますが、今回この話をお伺いしたとき、この問題が発生したときに、一番重要だと思ったのは、こういう統計調査について、今回ずっと議論がする側の議論になっているのですが、調査を受ける側の意識が非常に問題だと思いました。基幹統計ですから、本来全員が回答しなければいけない、全社が回答しなければいけないわけですが、必ずしもそうっていない。本来ですと、少し言い過ぎかもしれませんが、税金について、これは面倒だから払わないとか、手続が大変だから払わないとか、そういうことはありませんよね。公的統計、基幹統計も基本的には同じスタンスで考えていただければいいのに、今忙しい時期だからといったような形で、それなりに拒否が出てしまうというのは、やはり意識の問題で、それを踏まえて、調査をする側がそのことを意識してなるべく簡単にしよう、負担をかけないようにしようというふうになっているということが、とても重要な要素なのではないかと思っています。ただ、これは私の任された任務でもありませんし、もっと大きな背景の中で議論すべきことだと思いますが、この場を借りて少し所見を述べさせていただきます。

それから、個々の調査について、統計の作成については、全く私も個人的には関わってはおりません。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。お二人の専門委員の新しい知見というものを今回の議論では十分活用可能だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、前回の部会で決定した部会運営に当たっての基本方針では、点検検証の過程において不適正と疑われる事案が発生された場合には、当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその検討部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求めるとしました。

今後、不適正と疑われる事案が発見された場合に備えて、部会としての対応方針を具体的に定めておく必要があると考え、対応方針の案、資料の1-1を作成いたしましたので、説明させていただきます。

なお、資料中にレベルⅠ、レベルⅡなどとあるものは、前回の部会で、問題事案について、その影響度に着目した段階分けについて例示しておいたものの表現を修正したのになります。

資料1-1です。こちらの方では、最初の1段落目、2段落目は、私が先ほど説明したものが書かれていますが、具体的な対応としては、以下に対応することを原則としてはどうかというところになります。

まず、1番目です。部会構成員等が発見した場合。これは2と対照的ですが、2は各府省内部の点検で発見されたケースですが、1は外部ですね、部会構成員等ですから、等というのはいろいろな人が入るわけですが、当該府省に対して速やかに正確な事実確認をまず行って、その結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うということを求めるというのが、外部の方が見つけた場合です。

2ですが、各府省内の点検等の中で、各府省自身が発見した場合には、一番下に、影響度による区分として4区分に分かれていますが、レベルⅣですね。レベルⅣというのは一番下の利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤りという、一番深刻なケースですが、レベルⅣに該当すると各府省がまず判断した場合には、当該府省において、部会への報告を待たず、速やかに事実確認の結果等を公表するとともに、事務局を通じて、その事実を部会に報告する。部会に報告して審議をするという手続を踏む前に、すぐに公表するというのがレベルⅣの対応です。

次に深刻な、レベルⅢです。レベルⅢというのは、利用上重大な影響は生じないと考えられるが、数字自体に変更が発生するとか、誤りが起こるというケースです。レベルⅢに該当すると各府省が判断した場合には、各府省において、部会への報告を待たず、ウェブ上の「正誤情報」などを通じて速やかに修正情報を周知するとともに、事実を书面調査の回答に記載するなどにより部会に報告するというのがレベルⅢへの対応です。

それ以外、すなわちⅠ、Ⅱですが、こちらは、数値の誤りを含まないものをレベルⅠとレベルⅡと区別しておりますが、そちらに対しては、状況等を事務局において整理した上、部会へ報告して取りまとめ、その際に公表する。いずれの場合においても、影響度による区分については、最終的に部会において判断するものとする。ですから、各府省が判断するのではなくて、部会の中で審議をして決めるという方針です。

この方針について、何か御質問等、あるいは御意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

先日報告された報告書では、こういう軽微なものとか重大なものとかというのは混在して、とにかく数だけが議論の対象になったということはやはり避けるべきあって、後で皆様には峻別のシミュレーションみたいなものやっていたらと思うのですが、やはりレベル分けといいますか、どれぐらい深刻かと、深刻なものとか軽微なものというのは明確に分けて整理をした方が良いのではないかという、そういう方針であります。重大なものは迅速に公表するという方針です。よろしいですか。

では、このような方針で今後進ませていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この内容で決定して、明日の統計委員会で報告させていただきます。

次に、前回の部会で委員からの御要望を踏まえ、基幹統計の点検結果を事務局で整理し

ていただきました。資料1-2について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、毎月勤労統計と賃金構造基本統計につきましては、統計委員会から行われている資料や説明の求めにまだ対応いただけていないので、今回は評価を行わないことにしております。では、よろしく申し上げます。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、資料1-2に基づいて御説明させていただきます。

基幹統計の点検結果を前回御説明しましたが、その事案を並べまして、先ほどから御説明している影響度による区分を仮に当てはめてみようということでもあります。資料としては、左側に省庁名と統計の名前、それから、前回御説明した事案の概要を書いております、真ん中のところに影響度という欄を作っております。

影響度につきましては、左上に書いてありますが、ⅠとⅡにつきましては数値の誤りがないということです。Ⅱについては、そうはいつでも、利用上の支障を来す場合ということでもあります。ⅢとⅣについては、数値の誤りがあるわけですが、Ⅳについては、そのうち重大な影響が出るものということでもあります。ですから、ⅠとⅡと、ⅢとⅣで数値の誤りがないで、まず大きく分かりますので、事務局としましては、部会での議論の参考に、まず、ⅠとⅡなのか、ⅢとⅣなのか、どちらの類型に属するのかというのを各省と確認した上で、影響度の欄の上段に整理をさせていただきます、例えば、一番上だとⅢ又はⅣ、下にはⅠ又はⅡとありますが、数値の誤りのないで機械的に区分をさせていただきます、具体的には部会の方で御検討いただければと思っております。

それから、後ろの資料もついでに先に御説明させていただきますと、5ページをめくっていただきまして、前回、基幹統計の御説明のときに、計画と実際に行われている実態がずれていると御説明したところ、計画というのはどういうものか、ずれているというのはどういうことかという、統計法との関係で御説明をするよう御指示がありましたので、統計法との関係の条文を付けさせていただきます。

まず、真ん中のところの9条を見ていただきますと、基幹統計調査の承認の規定がありまして、読ませていただきますと、行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を得なければならない。第2項で、その際、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならないということで、1号から9号までありますが、調査の名称とか、調査対象の範囲とか、報告を求める事項、それから報告を求める者とかがここに列記されているということでもあります。

それから、第11条が、一度承認を受けたものを変更しようとするときは、総務大臣の承認を得なければならないということが書いてあります。

それから、19条は、今度は、一般統計調査の話でありまして、やはり、これも基幹統計と同じように、総務大臣の承認を得なければいけないと。

ページをめくっていただいて、21条につきましても、一般統計の今度は変更する場合、これも同じように総務大臣の承認を得なければいけないということでありまして、ですから、前回から御説明している計画とずれているというのは、総務大臣の承認を受けた計画と実際に行われている調査のやり方について違いがあるということでもあります。

それから、7ページを見ていただきますと、今申し上げた9条に基づく申請というのはどういうものかということで、これは様式であります、このような様式で各省から総務省に申請が出てくるということでもあります。

それから、10ページですが、これも前回、基幹統計の点検をどういう調査票で行ったのかというお尋ねがありましたので、今回付けさせていただきました。これは各省への説明会で配布した資料であります、このような形で各省に調査をお願いしております。

この調査票につきましては、次の11ページからありますが、毎月勤労統計で問題になった抽出率とか復元推計とか、そういったものに問題があるかないかの点検については、このような細かい調査票を配布して、作業していただきましたが、これ以外の問題もあつたら報告してほしいということをお願いしておりますが、そちらについては、様々な問題があると思われることから、特に様式は示してありません。

最初の1ページに戻っていただきまして、個別事案について1つずつ影響度について御議論いただければと思います。まず、1つ目ですが、結果数値の訂正が必要なものですが、これは、建設工事統計ですが、報告者からの報告内容に誤りがあって、桁が違うものが報告されて、それで、実態より大きい数字で公表されてしまったというものであります、実際より大きい数字で公表されたいということなので、数値に誤りがあつたということで、類型としては、Ⅲ又はⅣということに整理されると思われま。

影響の内容につきましては、月例経済報告でこの統計は使われていますが、間違つた部分とは違う部分であり、月例経済報告への影響は発生していないと。それから、間違つた部分については、外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼は受けていないとか、国民経済計算においても影響がないことを確認しているという報告を受けております。結果については、既に訂正済みであるということでもあります。

これについては以上です。

○河井部会長 ただ今の御説明から判断すると、先ほどの資料1-1に出ている区分ですが、数値の変更があつたのでⅢかⅣかというのは自明ですが、ⅢにするかⅣにするかということで、影響の内容というところを拝見していくと、データの提供、利用という観点からも利用がなくて、月例経済報告の方で利用はされているが、修正が発生した項目は利用してないと、あと、国民経済計算においても影響がないことを確認していただきましたので、そういうことから判断すると、利用上の支障が生じるかということ、それほど大きな影響はないと判断され、Ⅲなのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。Ⅲとして峻別してもよろしいでしょうか。

○嶋崎委員 前回の議論でも、報告者からの誤記載で、通常このようなミスがあり、今回はたまたまこのチェックのときにわかつたという御指摘がありました。同様のことは今後でも出てくると思いますので、その点も少し確認をしておく必要があろうと思います。

それから、結果が公表されてから、どれぐらいの期間で修正されたのか、もともとの公表値がいつ公表されたのかについての情報は持つておく必要があろうかと思ひます。そのあたりも教えていただければと思ひます。修正にあまり長いことかかっていると、影響が大きくなるということもあろうかと思ひます。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 国土交通省で調査結果を公表したのが昨年末、12月27日でした、当方が聞いておるのは、年が明けて1月早々に、外部から、この数値おかしいのではないかという連絡を受けたと。それで、国土交通省で確認をして、誤りがあったということが確認できたので、この事業者だけではなくて、ほかの事業者も念のため調べたということですが、まず、1月24日に訂正を公表しています。

それから、更に範囲を広げて確認を行って、更に追加で間違いが見つかったようで、2月20日に2度目の修正を行ったということです。

ですから、最初に公表してから、この件については、1カ月たたないうちに訂正はなされたということです。

○嶋崎委員 分かりました。理解いたしましたので、であれば、Ⅲで。

○河井部会長 Ⅲでいいという御意見ですね。いかがでしょう。はい。

○川崎委員 私も、多分Ⅲでいいだろうと思いつつも、今のお話を聞きながら少し不安になったのは、外部の照会でこれが発見されたということであれば、実は影響の内容という、右からの2番目のコラムには、本数値の使用を目的としたデータ提供の依頼はないと言いつつも外部では気づくということは、やや矛盾している感じもしないでもないです。恐らく、その照会がどういうレベルの照会なのか、単なるちょっとした疑問で、別に使っていないけどということなのかよく分かりませんが、Ⅲであろうと思いつつも、一応、本当にどこがどう変わったのかというのは、部会としては一度、後で確認をしておいた方がいいのではないかと思います。この場で細かな数字を全部一個一個見るのは難しいかもしれませんが、後日でもいいですから、一応数字が見えるような形にさせていただけたらと思います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 外部からの問い合わせというのは、問い合わせしてきた方の詳しい御所属とかは聞いていないのですが、建設関係の人材派遣みたいなことに携わっている方だということで問い合わせがあつて、前月に比べて12月末に公表した数字というのは少し大きいのですが、その理由はどうしてですかという問い合わせがあつて、それを受けて、当方でもう1回各社から出てきた調査票の数字を確認したときに、1社明らかに前月とは桁が異なっている数字があつたので、誤りが分かつたという経緯があります。

こちらでいう、データ提供の依頼はないというのは、こちらの方から、結構、公表している統計について、毎月毎月このデータの公表させてくださいという依頼を受けることがあるのですが、この統計のこの数値についてはそのような依頼は受けていないということで、このように記載をさせていただいているということです。

間違いの箇所ではありますが、最初に見つかった数字が大きいというのは、1社の桁を2桁間違っているというのがあつたわけですが、そのときに、併せて各社に同じようなミスがないかということで、こちらの方で過去との数字を比較して、10倍以上になっているとか、10分の1以下になっているというものについては、もしかすると桁を間違えている可能性があるということで、各社の方に確認をお願いしたということが一つです。その際に、

桁間違いではないが、単純に記載を間違えていましたとか、1回間違えた数字を基に次の数字を積み上げていっているの、一定の期間ずっと間違えていましたという会社がありまして、それを全て併せて一連で確認して、それが全部確認された時点で公表させていたれているということです。

ですので、間違っている箇所というのは、会社によって間違っている期間がずれますので複数箇所あるわけですが、それについては、全て正誤表をホームページ上でも公表させていただいておりますので、それを御覧いただければ、どこがどう間違っているのかというのは御確認いただければと思います。

○川崎委員 分かりました。今の御説明で了解しました。

○河井部会長 ほかに。西郷委員。

○西郷部会長代理 結論から言えば、私もⅢでよろしいのではないかと思います、ただ、それと同時に、今のお話を伺っていると、審査のプロセスをもう一度ちゃんと見ていただくということはこの際重要ではないか。特に外部で発見されたものが、内部では残念ながら発見できなかったということは、その審査のプロセスにやはりもう少し考える余地があったのではないかとすることを示唆するとも考えられますので。今回は重大な影響はなかったということで、ただ、それは運がよかったからそうなのかということもありますので、その点だけ付記していただければと思います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 先ほど、再発防止みたいなお話もあったと思いますが、すみません、その御説明が抜けておりました、今回見つかったところについては、御指摘のとおり、担当者の目視のチェックだけで、細かい二重チェックができていなかったというところがありまして、その反省はしなければいけないということで、これにつきましては、1月の値以降はダブルチェックをするという体制を決めるというのと、あとは、やっぱり、前の月との関係で、ある個別の会社の数字に大きな変動がないかというのをちゃんとデータを並べてチェックするというようなシステムに変えておりますので、そこについてはなるべく同じようなことが発生しないような取組というのはさせていただいております、それにつきましても、ホームページの中で、こういう再発防止ということでプレスリリースの中で説明をさせていただいているところです。

○河井部会長 はい。

○篠専門委員 今のお話で非常に納得しましたが、この資料ですと、修正とありますが、起こったことに対してこう対応したよというのは書かれているのですが、それが起こらないようにするには、その後どうしたかという是正処置の記述がないので、今のような疑問が出てくるのかと。私もそこのところが一番聞きたかったところです。これからのヒアリングの中でもそこを聞いていくとは思いますが、もし既にこれだけのもののできているので、そういう是正のこうしたよというのが分かっているのであれば付け加えていただくと、資料として明確になるかと思えます。

○河井部会長 ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません。事務局から補足をさせてください。

後の説明に出てまいります、資料2-3で今回調査票の案を御審議いただく予定にな

っていますが、12ページのところに、結果数値の訂正の事案があった場合に、参考になるようなことをいろいろと伺わせていただくような記載をお願いする部分があります。また、その際に御審議いただければと存じます。少し先のところになっていますので、後でやりますということだけ補足させていただきます。

○河井部会長 どうぞ。

○川崎委員 今の事務局の説明で私も一応分かるのですが、ただ、私が勝手に篠専門委員のお考えを代弁するのかもしれませんが、これはまだ暫定的な資料に今日の段階ではなっているので、せつかくなら、今、国土交通省がおっしゃったような再発防止策をこの中に明記していただいた方がいいのではないかという趣旨かと私はお話を聞きながら思いました。というのは、やはり、こういう資料は後々残りますので、せつかくならば、そういうのをきちんと記録に残して、そして、それがこういう状況だったと世の中に伝えられるような明確なものにしていただいたら、いい取組をされているのは記録した方が私はいいだろうと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 そこも整理させていただきたいと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 次の項目を御説明させていただきます。

次は、計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがあるというのですが、これは、結果数値はいずれも動かないので、Ⅰ又はⅡなのですが、前回も御説明したとおり、大きく分けて2種類ありまして、そもそも集計するつもりがなかったのに間違っ、先ほどの計画の申請の中に集計する印を付けてしまったということで、必要も感じていなかったのだけど、計画上集計事項になっていたもの、だから、集計していなかったというものと、もう一つは、計画上は集計するつもりで計画変更したのだが、実際に集計する段階で集計を忘れていたという、大きく分けて2種類あります。

8ページを見ていただきますと、これは、今並べたリストの一番上にある、住宅・土地統計調査の集計事項一覧ですが、集計表が、第1表から207表までずらっとありまして、かなりのボリュームのあるものですが、ここに、全国、大都市圏、都市圏とか、市区とか、町村とありますが、この単位で集計するところに丸を付けるような形で申請されていまして、これにつきましては、第166表の市区と町村のところに誤って丸を付けてしまった、ここは集計するつもりがなかったのに丸を付けてしまったということで、自分たちも必要性を感じていなかったのに計画上そうなってしまったということなので、当然集計もしなかったというパターンです。

1ページめくっていただきまして、9ページですが、これは、国土交通省の鉄道車両等生産動態統計調査ですが、これについては、下線を引いてあるところですが、この集計事項を平成21年に入れたのですが、実際には集計しなかったという話で、これにつきましては、集計するつもりで計画に入れたのだけど、実際に集計しなかったというパターンで、先ほど1ページで見ていただいたやつは大きく分けて2種類ありまして、1つ目の、間違っ、計画に入れたというのは、総務省の3つの住宅・土地統計、経済構造統計、それから全国消費実態統計と、あと、次のページの一番下にある経済産業省の経済産業省企業活動

基本統計については、計画が間違っていたというパターンで、残りは計画ではやるつもりだったけど、実際にはやっていなかったというパターンの2種類あるかと思います。

○河井部会長 ただ今の御説明のような形でⅠかⅡどちらかという判別をすると、あまり必要性がないけど誤って計画に入れてしまったというようなものはⅠに当たる、すなわち、使うつもりがないのに、あまり使う予定もないのだけど入れてしまったということなのでⅠに当たって、そうではなくて、必要性を感じて計画に入れていたと、それでも載せていなかったというのは、利用には影響があったということなので、Ⅱに対応するというふうに判断すると、この表の住宅・土地統計調査と2番目の経済構造統計、3番目の全国消費実態統計はⅠに対応している。その後の法人企業統計と学校基本統計の2つについては、Ⅱに対応するのではないかと考えられると思います。

同様に、2ページ目の国土交通省の建築着工統計と国土交通省の鉄道車両等生産動態統計については、先ほど事例にも挙がっていましたが、こちらはⅠではなくてⅡに対応すると。一番下の経済産業省企業活動基本統計は、ⅡではなくてⅠに対応するのではないかと判断できると思いますが、こういう判断の仕方で構わないでしょうか。いかがでしょうか。

○川崎委員 私も結論から言えば、影響度で考えればⅠかと思います。もっと言えば、かなり影響度は小さいので、0.5でもいいかというぐらい感じるわけですが、それは冗談としてですね。

ただ、そうは言いながらも、影響度Ⅰではあっても、やっぱり、間違いは間違いなので、間違いはなくした方がいいということだと思います。ただ、この間違いというのは、いわば、統計表がたくさんある中の表全体の目次みたいな部分を間違っただということなのかと理解するわけです。そうすると、何で目次の作り方を間違えるのと考えていくと、これは先ほど御説明いただいた6ページ、7ページ、これが計画ということになるのでしょうか。この計画に対して事項が合ってなかったということでしょうか。そうすると、私の理解がもし間違っていたら後ほど指摘していただきたいのですが、7ページ目の中に、8番目に集計事項というのがあって、これの申告が間違っていた、あるいは申告と実態が合ってなかったということだと思います。

そうすると、そこで、この申告の内容の事例、どこがどうですかというのを説明したのが今の8、9ということでしょうか。1つは、例えば、これは住宅・土地統計調査ですか、200表ぐらいある中で、丸が少し付いていなかったとかそういうことでしょうか、付いて正しくなかったという。ところが、もう一方で、9ページ目を見ると、ものすごく簡単な様式の報告になっています。そうすると、私はひょっとしたら、ここの集計事項の報告の様式が統一されていない、あるいはどの程度の詳細を集計計画として届け出ればいいのかという、その基準の作り方も一度考え直した方がいいのではないかと。そういうところでミスが起こるのなら、最後に出した統計表が一番正確、その目次が正確なわけなので、ここで作業ミスが起こるようなことがあるのなら、ここのルールをしっかりと作り直す、見直すということをした方がよいかと思ったりします。これは、今すぐ結論が出ることではないかと思いますが、レベルはⅠとしても、そういう意味での見直しをこれからしていただいたらどうかと、問題提起だけさせていただきたいと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 問題提起ということで、議題として承りました。

○河井部会長 どうぞ。

○篠専門委員 見せていただいて、この分類で問題はないのかと思いますが、もう一つ観点をに入れていただければということで、可能であればお願いをしたいと思います。

調査プロセスで言いますと、まず、調査の企画がありますね。その企画に基づいたデータ収集があります。得られたデータを集計するというのがあります。それから、結果を公表するという、4ステップあると考えるとすると、これらのそれぞれがどのところで誤ったのかというチェックを例えばしていただけるとよいかと思います。例えば、計画上の集計事項の中に、集計・公表されていないものがあるというところでは、一番上の事例では、調査計画が誤っていましたよというのがありますし、それから、4つ目の財務省の法人企業統計で言いますと、集計はされたが、公表段階で誤りましたというものもありますし、その下は、集計する計画だったのに集計しなかったという、最初の方は、集計するつもりがないのに集計することになっていたという計画レベルの問題、それから、正しく集計する計画だったが集計されなかったという集計の問題とは多分発生場面が違うので、そういう区分みたいなものが可能であれば考えていただければと思います。それは一体どこに問題があるのかということの発掘の根拠になりますので、以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。西専門委員。

○西専門委員 今回の篠専門委員の御意見と少し類似するのですが、是非、区分の追加ということで、プロセスに区切っていただいて、例えば、計画段階というところとかもそうですし、先ほど目次の話もありましたが、一段、なぜ目次が作成されなかったかという、多分、その理由を1個落としたもので少し類型化できると、多分そこが公表の誤りを起こす要因になる可能性があると思いますので、そういったところを是正していくというのが、多分、改善策に直結するだろうと思っています。ですので、プロセス別と、あとは、その中でなぜそういった目次が作られなかったかとか、類型ができるようであれば一段下げていただいたものがあるとよいかと思います。

この後、調査票の議論があるかと思うのですが、多分そういったところが類型化できると、調査票の観点として不足がないかというところにも使えるように思いますので、そういったところも是非御検討いただければと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。では、大西専門委員。

○大西専門委員 それに関連しての提言というか、課題提起というところですが、やはり、どれもこれも統計って同じ重みではないと思ひまして、今回の毎月勤労統計のように、給付の金額にはねてくるとか、税金の計算に使われるとか、そういったものと、民間の企業が参考として使っているという情報って明らかに重要度が違うと思ひまして、そういった重要度に応じて、どこまでその辺を厳格にチェックしていくのかとかいうのも出てくると思ひますし、そういった、統計の重要度とか、どこに使われているかというところを明らかにしていくというのが、今後において必要になってくるのではないかと思います。

併せて、多分、公表はしているものの、実はほとんど使われていないものもあつたりするのではないかと。そういったものは、統計をやられる方々が法律で決まっているから作

っているのではなく、利用者の役に立つために統計を作成しているという、職員の方のモチベーションにも影響しているのではないかと考えていまして、そういう意味では、やはり、必要性と申しますか、どう使われているかということ意識してやっていくと、一律で何か区分することはできないと思うのですが、どこまで優先度を上げてやるかとかいう判断とか、予算の配分とか、そういったところにも使えるのではないかと申しますが、あくまで提言ということで述べさせていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた項目というのは、実は後の調査の設計のところでも同じようなところが出ていますので、そちらの方でもまた御意見、提案はこちらで申しますので、見ていただいて、もっとこうした方がいいかという意見をまた改めていただければと思います。

○川崎委員 私ばかりですみません。今の御意見を伺いながら、私もまた少し別のことに気づいたのですが、こういう計画と結果のギャップというのは、実は、実施している中で計画を変更しなければいけないということがしばしば起こります。そうすると、計画を変更したものをどうやって公表するか、手続をどうするのかというと、今の統計法上の手続だと、この統計は承認のプロセスで決定したものを変更するために、また、丸を1個外しましたというだけのためにこういう手続をまたとっていくのかとか、そういう問題になってくるので、変更が容易な手続というのを考えていかないと、ちゃんとやればやるほど面倒くさくなってきてしまうということも起こるので、そこもどうなっているかというのはこれから検討の対象にしてみてもどうかと思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。川口専門委員。

○川口専門委員 例えば、これでIというのが仮に並ぶとすると、そもそもこういう8ページにあるような207の表を全部作っていただいて、それを承認するというプロセス自体が必要なのかという話にもなってくると思います。ですので、今回の部会の検討の範囲というのを越えることだとは思いますが、私にはこういうミスがないように、ここに限られた統計人材を注力するということによって、今回のような問題の発生を防ぐということにつながるとは思えない。クロス集計するというのは1つの目標だとは思うものの、多変数の解析ですとか、様々な統計データの使われ方をするようになっている現代において、集計予定の表を全部提出させるということ自体が、ものすごい事務負担を統計作成者に与えていて、それで、必要な資源がもっと本質的な部分に使われなくなってしまっているのではないかというようなおそれすら抱くわけです。

ですので、やはり、モチベーションとかにもかかわってくる問題だとは思いますが、プロセスそのものをもう少し簡素化できないのかというようなことも今後は検討すべきなのではないかと表を見て思いました。

○河井部会長 それは、川崎委員の御意見と非常に近いですね。そういう意見についても今後はまた議論をさせていただければと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 時間が押していますので、まとめて御説明させていただきます。

2ページの2つ目です。都道府県における抽出作業の手順が、細部で国が示したものと

違うというものです。これも建築着工統計で、都道府県に抽出作業の手順を示していますが、抽出の発出番号、名簿の10番目から抜き始めなさいというのを守られていないという県が4つあったという事案で、これも結果の数値に影響ということは多分ないだろうということで、Ⅰ又はⅡとしています。

それから、続いてまとめて御説明しますが、計画変更の手続の未実施ということで、経済産業省の商業動態統計ですが、これは、母集団名簿を実際には新しいものに変更して調査を行ったのですが、総務大臣に提出していた計画上は、前の母集団のままになっていたということでありまして、これも、実際に行われた調査は最新の名簿を用いたということで、おかしな調査を行ったわけではないということで、Ⅰ又はⅡということに事務的にはさせていただきます。

それから、次に、告示が未修正ということで、建築着工統計ですが、計画を変更して、それに基づいて正しく計画どおりに抽出をして調査をしていて、それを受けて告示も修正しなければいけなかったのが、告示に定めている抽出方法が改正されていなかったというような事案でありまして、調査の中身自体がおかしかったわけではないので、これもⅠ又はⅡに区分させていただきます。

それから、次の公表期日の遅延であります。ものによって、1日だけ遅れたものから数カ月遅れのものまで、遅れの期間は長短ありますし、影響の内容のところに書いていますが、前回も話がありましたが、単発で遅れたのか、それとも過去からずっと遅れているのかというようなところを基本的な整理をさせていただきます。ほとんど過去から常態的に遅れているというものが多く、単発でというのは、3ページの中ほどの経済産業省の経済産業省企業活動基本統計は単発で速報が2日遅れたということですが、他については、大体、過去にも遅れているものであります。

それから、最後です。4ページですが、これは公表方法の変更ですが、1つ目の経済産業省のガス事業生産動態統計は、資源エネルギー庁のホームページに載せていたわけですが、e-S t a tにも計画上載せることになっていたのをe-S t a tの方を載せていなかったという事案であります。

それから、国土交通省の3つにつきましては、インターネット、印刷物、両方公表するとなっていたものですが、印刷物については、確認したところ、ニーズがどうもなさそうだということで、印刷物公表をやめていたのですが、計画上は印刷物も作ることにしていたということです。

以上、まとめて御説明させていただきました。

○河井部会長 まず、一番数が多いのは、公表期日の遅延。これは数字に変更はないのでⅠ又はⅡということですが、先ほどの区分でいうと、利用上の支障を来すか否かというのがⅠかⅡかの判断基準になっておりますので、今回は、この例では先ほどの区分のところでは、何日遅れたとかということが書かれていませんので、全てⅡですかね。影響があるという意味ではⅡという形で区分がされると思うのですが、先ほど、嶋崎委員もおっしゃられたように、期日も重要ではないかと。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 事案の概要の欄に期日が書いてありますが、1日、

2日のものと数カ月のものがあります。

○河井部会長 そうですね。重要度というのが先ほどの基準だと、利用上の支障を来すか否かということなので、全て来すということでⅡに区分はされてしまうと。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 ですから、短いものであっても、遅れたという意味でいえば利用上の支障はあったと、Ⅱと判断するのか、短いものはⅠでいいとするのかとか、その辺の判断のような気がします。

○大西専門委員 遅れてクレームとかが出たりしなかったのでしょうか。

○河井部会長 クレームの数とか。

○大西専門委員 はい。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○大西専門委員 逆に、遅れても出なくてもいいようなものだったらどうだという話もあるのではないかと。

○河井部会長 いかがですか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 そこは確認しておりません。

○河井部会長 クレームがあったかないかとか、そういう情報はお持ちですか。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省は、経済産業省企業活動基本統計が1月末に公表予定だったところが2日遅れまして、背景としては、公表準備中に対象企業の報告値に誤りがあるということが判明し、再集計し直したため遅延いたしました。1月中旬にホームページ上では2月2日に公表するということは周知しておりまして、特にクレームのようなものはなかったという状況です。以上です。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 これは、私はⅠかⅡか本当に判断に迷うので、先ほどの御意見のようにクレームがどれくらい深刻なものがあったかがメルクマールだと思うので、それによって判断せざるを得ないかというのが感じるところです。

ただ、そうは言いながらも、先ほどの経済産業省のお話を聞いても思うのですが、スピードと正確さはやっぱりトレードオフの関係があるわけですよね。

そうすると、例えばできるだけ早期公表の目標で計画を立てようと言って公表しておいて、しかし、その目標に達成できなかつたらバツでしたというのもおかしな話なので、これも、集計計画をこうやって手続上出すということと、それから、それは目標値なのか、それとも通常やったら必ずできる安全な値なのか、そこら辺も何もはっきりしない中で、これに間に合った、間に合わなかったという議論をするのにどれだけ意味があるのか、よく分からないと思うのです。

だから、逆に言えば、ほんとうに一番大事なのはユーザーに対して何年何月ごろとか、何営業日後に出しますという概数をあらかじめ言うておいて、それで、日が近づいたところでいよいよ何日に公表ですとアナウンスして公表するというのをすればいいので、集計計画の一環の中でやるのはあくまでもラフな目標でいいのではないかと。それとずれたからといって、1カ月ぐらいはまだいいかもしれませんが、半年とか1年にもなるとこれは大問題なのかもしれませんが、そこはこの計画の手続自体、どういう意味でこれをやっ

ているのかというのを考え直してみた方がよいかと思いました。

ということで、結論は、もう少しこの仕組み自体も、先ほどの集計事項の関係とも似ていますが、そういう意味で出し方、手続の仕方自体も少し検討してみたらどうかと思いました。

○河井部会長 そうですね。川崎委員の問題意識というのは、申請の方式、そこから問題だという、それに共通するものですよね。ただ、この区分もⅠかⅡというのは難しいというか、再考した方がいいのかもしれないですけどね、どうでしょうかね。

○川崎委員 提案ですけど、とりあえず、ひとまずⅡだけど、Ⅰもあるかもしれないというぐらい、暫定的に整理しておいたらいかがでしょうか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 あまりこれに手間をかけるべきではないと思いますので、そのような形で整理させていただきたいと思います。

○河井部会長 表も、先ほどのステップごとのこととか、あと、是正処置をどうするかとか、そういう点を加えた方がいいとかという御意見もいただいていますので、そこは改めて検討させていただきます。

○嶋崎委員 一つ教えていただきたいのですが、3ページの国土交通省の下から3つ目の造船造機統計についてです。確認できるのは昭和46年1月分以降、この月報がおよそ全て約1カ月遅延だったという、意味なのでしょう。そうすると、これは1971年から、常態化しているということになるかと思えます。この確認できる内容についての詳細を教えてください。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 お答えをさせていただきます。この確認できるのはというのは、当時公表した資料が紙媒体で出したものの発行の日付を見たときに、今から遡ってみると、どうもこの期日より1カ月遅れた日付になっているというのが確認できるという意味で、確認できるのはという書き方をさせていただいております。

それ以前になると、もう資料も当時発行したものが残っていないものもありますので、その調査自体はずっと前から実施していますが、一体いつの時点からずれていたのかというのが、今、手元にあるものではここまでしか確認ができていないという趣旨で、このように書かせていただいております。

○嶋崎委員 そのとおり何十年にもわたって遅延をしていたということを確認できたということなのですね。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 そうですね。この期間の中で出ているものについては、おおむねその間1カ月程度遅れていたということです。

○嶋崎委員 そうしますと、やはり川崎委員がおっしゃったように、この公表期日自体の意味合いを再検討するということが重要になってくるかと思えます。

○河井部会長 これは、対応状況というところに公表記述の見直しと出ていますが、これは最近変えられたということ、変えられるということ、今後ですか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 今後、今回の点検の中で、改めて調査計画と見比べたときに、実態としてこの期日からはどうも遅れていると。その

経緯を調べてみると、かなり昔からそうなっているということで、それは期日に間に合わせるように努力をするというのにはありますが、長期間になっているというのは、やはり構造的に、なかなか調査票が期日どおりには集め切れないとか、いろいろ事情がありますので、そういうものについては実態とニーズを踏まえて、必要に応じて、それは場合によっては計画の日付というのをできる方に戻すということも当然あるだろうということで、このように記載をさせていただいているところです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 一般的な統計審査のやり方から言いますと、まず、間に合わないという場合、ただ今、御説明があったように、何故間に合わないのかということ、そして、間に合わないことによる影響を考えた上で、例えば速報集計として大企業部分だけを公表し、残りの中小のところを足し上げて確報集計を公表するという方法もあります。また、更には月報公表しているが、ずっと遅れている。それにクレームも来ないということであれば、一体、月報として出している意味合いがあるのかというような話も出てくるかと思えます。四半期報でも足りるのかというような、そもそもその目的との関係整理が必要になります。

また、先ほどから集計事項の話が出ていますが、集計事項というのは、先ほど見ていただいた5ページの統計法第8条の公表義務が課せられる範囲になります。ですから、ここが不明確になっていると、何を公表すれば良いのかということもあります。

それから、本日の資料にはございませんが、法の40条では、調査の目的、目的の範囲にかかわる規定があります。つまり目的外と言われる範囲にも係ってくる話ですので、そういった観点からも、ある程度、集計事項というのは必要な部分は明記する必要があります。ただし、実際には使われていない集計表を、いつまでも公表していて良いのかという点も重要です。最近では、そのような集計表を整理して、サービスの低下にならない範囲で、業務の効率化を図るという取組が主流になってきているということです。

今回の点検で、そういうことも念頭に置きながら御議論いただくと、各統計調査もより良い統計になってくるかと、考えているところです。単に、計画どおりに実施できている、できていないではなく、どう改善していけばいいかという手がかりにもなると考える次第です。

○河井部会長 ありがとうございます。川口専門委員。

○川口専門委員 この50年近くにわたって公表の期限が守られていなかったということですが、総務省では、計画が計画どおりに実行されているかどうかのレビューというのはどういう体制でやっておられたのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 基本的には変更申請があった際に、過去数年間の公表状況等を確認して、公表の遅れが生じていればその理由を聴取して、先ほど説明したような見直しができないか、早期化ができないかという指摘をさせていただきます。場合によっては、その調査計画全体を見直していただくということもあります。

ただ、統計委員会において、未諮問基幹統計審議を平成26年以降実施していただいたのですが、審査部局にも、変更申請があまり出てこない統計調査もありまして、そういうものはどうしても確認漏れとなり、なかなか改善に至らないという状況にあります。まさに

今回の点検検証という中で、確かに細かい話かもしれませんが、何故公表が遅れるのかと
いったところも掘り下げてレビューしていただければ、全般的な統計の質の向上にもつな
がるのかと考える次第です。

○川口専門委員 事実の確認をしたいのですが、ここに出ている公表の遅れというのは、
今まで総務省統計局、あるいは旧統計基準部なのかもしれませんが、こういうことが行
われているというのを指摘はされてきているのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 具体例を挙げて申し訳ないです
が、港湾統計という基幹統計につきましては、過去からずっと公表が遅れており、月報で
8か月遅延というのは、月報としてはあり得ないと認識しております。また、その改善に
つきましては、第Ⅲ期基本計画の中でも公表の早期化という課題を盛り込み、取組を促し
ている状況です。既に国土交通省でも、前向きに御検討いただいて、その改善に向けて、
今、最後の詰めをしておられるとも伺っています。

ですから、そういう形で、過去から問題になっている統計は、順次改善を図っているとい
うところですが、体制の問題などもあり、見直しが難しい調査もあろうかとは思ってお
ります。

○西専門委員 少し関連して、先ほど国土交通省のお話でもありましたが、公表の早期化
を要求するというのも一つお話としてはあると思うのですが、実態として、そこまで急ぐ
ものが特にニーズとしてないのであれば、逆に実態に合わせていくといったような判断も
非常に重要と思っております。

各省の統計担当の方々の話を聞きますと、休日返上で対応しているといった状況も聞
きますので、精度を上げるという意味でもそういった判断が必要と思っております。

統計委員会、総務省の計画の変更を承認するというプロセスにおいても、恐らく早期化
をするというところについては承認をしやすいと思いますが、例えば期日を後ろに変える
とか、やめるといったことについては、なかなかゴーサインを出しづらいというような考
えではないのかと思っておりますので、合理的な期日の変更だとか、取りやめということ
に対する一定の判断基準、それも川崎委員のお話にもありましたが、それをより簡素化し
てとかいうようなプロセスの検討もできると、より各省にきちんと時間を与えて、品質を
担保した調査ができるという取組につながるのではないかと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

○川崎委員 今の御意見、私の言葉で言えば、過剰品質をどう考えるかという問題でもあ
るので、ここは何でも早期化とか、詳細な集計とか、そういうのは悪いことではないので
すけど、過剰でないかということも、何らかの格好でチェックするということができたら
いいなと思いました。今後の議論の中で、そこを少し頭に置いていけたらと思います。

別の項目、公表時期ではない項目で質問させていただいてよろしいでしょうか。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 今、2ページ目の中ほどにある、国土交通省の建築着工統計のところを見て
いて気になったのですが、事案の概要の欄の下の方に、抽出の発出番号や抽出間隔が異な
る等と書いてあります。抽出の発出番号は通常ランダム番号を使うわけでしょうから、

これをミスしたからといって、多分、影響がないというのは分かるのですが、抽出間隔が違っていると、これは違いただろうという気もします。実は抽出間隔が異なっても、ここのところ話題になっている最悪の毎月勤労統計の事例を考えれば、ちゃんと推計式を見直していれば問題がないということにもなるのですが、この場合、そこはどうだったのかというのが疑問であります。

それから、併せて申し上げますと、ここのところは一体、調査計画の中ではどこで表されるのか。つまり、抽出の発出番号とか抽出間隔とかいうのは、計画の中に入っているのだろうか。更には、抽出復元方法、推計方法というのはどこまで書かれているのか。本当に大事なものは、実は抽出方法、いわゆる標本設計と推計方法が一致していることです。それが、実は今の申請事項記載書という7ページを見ると、あんまり鮮明に書かれていないように思うのです。

ひょっとしたら、今後の統計のクオリティーのことを考えると、ここのところはもう少し、こういうことがあった機会に見直していく議論をしっかりとやった方がよいのではと思っております。

そういうことで、一般論まで申し上げましたが、今、気になったのは、建築着工の抽出間隔のところですか。推計の方はどうだったのかということですか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 国土交通省ですが、抽出間隔が異なるという表現の仕方も少し微妙なところがあるのですが、まず、この建築着工統計は基本全数調査ですが、補正調査という調査がその中に入っております。補正調査というのは、建築着工統計というのは建築物を建てる時に届け出をするので、それを基に調査をするものですが、実際に工事が終わった後に、最初に届けたときに工事費予定額といって幾らぐらいかかる建物だということを書いていただくのですが、実際にどれだけお金がかかったのかということのを、サンプルを選んで調べて、その乖離率みたいなもの、補正率と言っているのですが、それを出すものです。

ですので、この調査自身は復元するとか、そういうものには全く使っていないで、あくまでも抽出したものが最初に出してきた届け出と、実際、事後でどれだけ差があったかというのを見ているというものですので、その意味で、何か復元のところに影響するとかという作業には全く関係はしてこないというものです。

抽出の番号というのは、一応、木造の住宅だと何十分の1とか、一応決めていて、こちら辺も随分昔から決まっているルールらしいので、何でそういうやり方をしたのかよく分からないのですが、最初、10番目をまず1個抜いて、40分の1の抽出であれば、次、50番目を抜いて、次、90番目を抜いてというやり方をしてくださいということを、県の担当者にやり方ということで通知をしていて、そういうやり方をお願いしますということにしていますが、そこのところの理解がうまくいってなくて、40分の1で抜けばいいんだということで、1番、41番、81番の様な抜き方をしていたところがあったということですか。

調査計画上は、そこの細かいところまでやり方は書いてありませんで、国土交通大臣の指示する方法で抽出をするということで計画上書かれていて、実際の抽出の仕方について、そういう都道府県担当者へのこちらからのマニュアルといいますか、お願いの中でこうい

うやり方をしてくださいというのを記載しているというのが実態です。

○川崎委員 今話を聞いて、かなり有意抽出的なものだけど、できるだけランダムっぽくやろうという感じのように見えるので、そういう意味では確かに影響度は少ないなというのは直感的に思いましたが、ただ、これはほんとうにきちんと推計するものだったら、やっぱり抽出間隔が違っていたというのは、結構、大問題にはなり得るわけで、その意味では、この事案自体は、私はⅠでもいいと思いますが、ここの記述だけ見て、なかなかⅠかⅡか判断するのは結構難しい。一步間違ったら、これは同じ記述があった場合に、Ⅳにでもなり得る案件のような気がします。

同じことは、実は話題を広げるのは少し時間の制約から気が引けるのですが、その下の母集団情報を変えましたという商業動態統計も、そうすると母集団の名簿を変えるとサンプルのギャップみたいなものはないのかと、また、この議論はすぐ出てきたりするわけなので、結構こちら辺は単純にⅠ、Ⅱとか言い切れないなというのが感じたところなので、公表期日の遅延とは性格、扱い方が違うということ認識しながら、しかし、現実にはクレームはなかったようなので、Ⅱ以下という整理でよいかというのが感想を交えての私なりの整理です。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 すみません、先ほど一つだけ残して説明が終わってしまって、4ページ一番下ですが、基幹統計の点検とは別件ですけども、同時期に公表されたということで、前回御紹介した総務省の小売物価統計ですが、大阪府が任命している調査員が不適切な調査を行っていたと、実際にお店に見にいかないで同じ価格を書いていたという話ですが、これについては、小さいとはいえ、結果の数値が動くものであるということで、ⅢまたはⅣということで書かせていただいております。

以上です。

○河井部会長 このケースは数字が変更されているので、ⅢまたはⅣというのは適切というか、先ほどの基準どおりだと思うのですが、影響があったかどうかということに関しては、C P I への影響というのは、それほど大きなものではない、特定の品目のみですので、先ほどの基準からするとⅢになるというような案件だと思われれます。

ただ、こういうⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳという区分の仕方、その内容に結構差があるなと思いますので、とりあえずこういう形でまとめますが、今後、先ほどの御意見とかを反映させて、この表ももう少し考えた方がいいのかもしれないね。

これ、何か結論を出す必要があるのですか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 本日の御意見を踏まえて、また表を整理して再度提出させていただくということでよろしいでしょうか。

○河井部会長 今日皆様からいただいた意見を反映させた形で表を改めて考えていきたいと思えます。

実は、今日議論したいことはもう少しありますので、そちらに移らせていただきたいと思いますが、一つは、今、Pの字が書いてある毎月勤労統計についてですが、参考資料2、こちらの方で2月27日に厚生労働省の特別監察委員会から出された報告書が付されています。

これには、問題発生の実事関係や再発防止策がまとめられています。当部会では、毎月勤労統計に限らず基幹統計、一般統計全般の再発防止策を検討するものですが、毎月勤労統計の事案につきましては、統計の作成、公表の様々な段階で発生し得る問題点が含まれていて、この事案を参考として再発防止のヒントを得ていきたいと思っております。

なお、先ほど事務局から御説明しました予備審査の指定につきましては、今後も必要に応じて追加をしていくこととしておりますが、既に幅広い内容になっており、今回の毎月勤労統計の報告書を踏まえて追加する必要はないのではないかと考えております。

それでは、資料2-1、先日も出したものですが、若干変更されている。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料2-1ですが、今後行う書面調査の設計のための視点を前回の部会で整理させていただきました。その場で様々な意見をいただきましたので、部会長一任ということになっておりましたが、その後、部会長から修正の指示をいただきました。まず、題名のところですが、前回、基幹統計の追加的調査に向けた視点ということになっていましたが、これは基幹統計だけではなくて、一般統計も通じたものということもありましたし、「追加的」の意味が分かりにくいという話もありました。そもそもこの段階の調査を、予備審査という名称で呼ぶことになっておりますので、予備審査に向けた視点、副題として（統一的審査）というものは、全ての基幹統計、一般統計も通じた統一的な視点で行うという意味で、副題で（統一的審査）と付けさせていただいておりますけども、題名を変えさせていただきました。

それから、中身につきましては、様々な御意見をいただきました。実際、いただいた意見につきましては、ここにある項目の柱立てを新たに追加するというよりも、こういう観点でもこれをやった方がいいという意見をたくさんいただいたと思っておりますので、この項目に括弧でいろいろ追加していくことも考えたのですが、非常に長くなってしまいます。このため、本日は書面調査票を同時に御審議いただきますので、いただいた意見は、その書面調査票の質問に随時盛り込んでいく形で反映したいと思っております。

それから、最後に議事概要をお配りしておりますので、いただいた意見自体はそちらに記載しておりますので、後ほど御審議いただく書面調査票と併せて対応させていただくということをお願いしたいと思っております。

○河井部会長 では、資料2-1の予備審査の視点につきまして、大きな柱だけをここで決める、確定すると、細かいことについては、書面審査の具体的な項目で反映させていくという形をとらせていただきたいと思いますと思っておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、この視点に沿いまして、点検の検証に進みたいと思っております。

点検検証作業を進める上で統計の作成プロセスが重要な意味を持ちますが、詳しく御存じでない方もいらっしゃるかもしれません。委員の皆様は統計プロセスに関する共通認識を持っていただくために、私から総務省統計局に一般的な統計作成プロセスについて御説明いただくようお願いしました。

それでは、よろしく申し上げます。

○阿向総務省統計局調査企画課長 総務省統計局です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-2を御覧いただければと思います。統計局が実施いたします統計調査の標準的

な実施プロセスにつきまして、この資料をもちまして御説明したいと思います。

下の方になります、スライドの1ページ目ですが、大きく4つのプロセスに分けられるかと思っています。

本日は、このうち統計作成プロセスの中心となってまいります1番目の調査の企画、2番目の調査の実施、3番目の統計の編成（集計）の3つのプロセスを中心に御説明申し上げたいと思っています。

1枚めくっていただきまして、上の方になります、スライド2になってまいります。全体の工程をウォーターフローで考えていきますときの最上流工程になってまいります、調査の計画、企画について、構成する2つのプロセスについて御説明申し上げます。

周期調査の場合も必ず毎回、毎四半期、このような経常的に行う調査の場合も、統計作成の見直しを行う場合は必ず踏むプロセスでありまして、いわば統計の基本設計とも言えるフェーズと理解いただければと思います。

スライドの3ページ目ですが、調査事項、調査票の様式、それから、この中には標本抽出の方法ですとか、調査方法、集計事項など、統計作成に係る全般を検討していくフェーズになってまいります。この1ページにまとめてありますが、ここでどこまで踏み込んで検討できるかがその後の統計作成プロセスにも影響してくるところでありまして、私ども統計局では時間を最もかけるところです。2年ないし3年、国勢調査の場合ですと、終わりましたら、一方ではもう次の調査のことも計画、検討していくという形になってまいります。

検討に当たりましては、ここに書いてありますとおり外部有識者の先生方にも入っていただきまして、研究会とか地方公共団体の皆様方とも会議、出張等を重ねて、意見交換を行って、その中の意見を踏まえながら内容を詰めていくことになってまいります。また、各調査の予算状況にもよりますが、検討過程におきまして試験調査を実施いたしまして、調査事項への回答状況や調査のフィービリティといったところを実証的に検証して、事前に行ってまいります。こうやって検討した結果を最終的に調査計画として取りまとめ、次のプロセスであります承認申請につなげてまいります。

次のページの上段、4ページを御覧いただければと思いますが、取りまとめた調査計画を総務大臣、政策統括官室に承認申請を行いまして、統計委員会の部会で御審議を頂戴しています。申請から諮問、答申まで約3カ月ないし4カ月程度ではないかと思いますが、御議論を頂戴して、最終的に調査計画を詰めていくということです。

次の5ページ、いよいよ調査の実施プロセスでありまして、次の6ページを御覧いただきますと、調査実施の準備段階になります。調査全般の詳細設計と言えるところかと思いますが、政省令の改正など、実査前の環境整備を含んでいます。半年ないし1年の期間をかけて行っていくことになりますが、統計局の調査はその多くが地方公共団体の皆様に御参画を頂戴していただきまして、また調査員調査を基本としているものが多くありますので、この期間で、ここに書いていますように事後流用や手引き、それから調査票などの調査用品を完成させまして、地方公共団体、それから全ての調査員にこのような用品等を配布して、綿密な打ち合わせを行ってまいります。

地方公共団体とは事前に打ち合わせを、個別対応も含めまして数度にわたって行ってまいります。調査の約半年前までに、私どもであれば地方別事務打ち合わせ会と申しまして、各ブロックで事務打ち合わせ会を開催いたします。これを受けまして都道府県が各市町村を集めた事務打ち合わせ会を開催し、その後、都道府県または市町村におきまして調査員の選考、任命を行って、調査員事務打ち合わせ会を開催いたします。並行して都道府県と私どもはポスター、テレビCMとか新聞広告などの広報活動を展開しまして、更にはマンション管理団体などへの調査実施の周知依頼なども行ってまいります。調査の実施に当たっての環境整備を、直前まで行ってまいります。

最後、調査員、調査客体を、調査計画に指名しました標本抽出の方法に従いまして抽出していただいて、実査の準備を完了させ、いよいよ実査ということになってまいります。

次のページ、スライド7になりますが、実際に調査員が調査客体を訪問しまして、調査票の配布・回収を行ってまいります。調査票の配布は基本的には調査員が訪問して配りまして、回収は郵送、オンライン、それから調査員訪問で、調査客体の選択といいたしでしょうか、選ばれる方法によりまして回収しています。調査を円滑・的確に行うためにも調査客体からの問い合わせへの体制を充実させることも必要でありまして、近年は特に数が多い大規模調査においてはコールセンターなども開設しています。

次の8ページを御覧いただきたいと思いますが、回収した調査票は、集計前の段階といたしまして、事務要領に基づいて、都道府県、市町村において記入漏れや記入内容の食い違い、不自然な点がないか、内容の再審査を行っていただいております。記入内容に疑問がある場合は、自治体や調査員が調査客体に、場合によっては訪問、もしくは電話照会いたしまして確認後、必要に応じて訂正を現場で行ってまいります。

9ページ目ですが、実査は調査員がフィールドマップで行っていますが、その調査活動を自治体、指導員が側面で支援してまいります。円滑・的確な調査を補助していくということです。他方で統計局におきましても、調査客体に直接はがきを送りまして、調査の実施状況を確認します。コンプライアンスチェックも事後的に行っているところです。このようところで監査機能なども入れているところです。

スライドの10ページです。ここからは、いよいよデータ収集したものから統計を作っていくという、統計の編成過程、集計過程でありまして、大きく3つの工程で構成しております。

下段の11ページですが、まずは調査票の記入内容を全てコンピューターで処理可能なデータ化する工程が必要になってまいります。特にフリー記入で書かれました調査項目につきましては、統計分類の考え方にに基づき、フロー格付け、アフターコーディングの処理を実施してまいります。この例を見ていただきますと、「勤め先・業主などの名称」「事業の内容」「仕事の内容」と、調査票では3つ欄があるところにフリー記入で書いていただいて、この3つの情報から産業分類、職業分類のコーディングを行うということです。標準化されたコードに変換することで集計が可能なデータとなってまいります。このコーディングをしまして、格付けした分類符号も、担当者を変えまして検査を実施し、誤りの検出と精度検証を行っているところです。

スライドの次、12ページ目と13ページ目がデータチェックのところでありまして、電子化された個別データをクリーンデータに仕上げる工程であります。こちらはプログラムを使っていきまして、エラー検出を行って、必要に応じて修正を行っています。エラー検出の対応には幾つか種類がありますが、論理的に誤っている記入内容を検出し、訂正することが基本となっております。また、完全にエラーとまで断定できないものも、その蓋然性が高いものは検出しまして、場合によっては記入内容を職員が確認して、記載内容自体に誤りがないかといったことも含めてチェックを実施しているところです。これで記入漏れや値の大きさ、更には項目間の関係など、調査項目の特性に応じた複数の角度からのチェックを行って、データのクレンジングを実施しているところです。

最後の14ページになりますが、クリーンデータとなった個別データから、成果物であります統計表を作成するプロセスです。集計計画に基づき集計システムや集計プログラム、設計、開発、改修を必要に応じて実施してまいります。統計表の数値につきましては、集合体の数値ではありますけれども、個別の調査客体が推察されない値となっているかどうかといったところも確認しまして、場合によりましては秘匿措置も講じるところです。統計表はクリーンデータから作成いたしますが、個別データでは判別、確認しがたいエラーが残っていないか、サマリーデータ、集計データから誤りがないかを形式的、内容的にも妥当性を確認して審査をしていく。こういうことで、統計作成を行っています。

それぞれの調査で特性がありますので、違う部分などもありますが、基本的にはこのようなプロセスをベースにして、私ども統計局は統計作成を行っているところです。

私からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして、何か御質問はありますか。

では、この資料につきましてはここまでとさせていただきます。

次は、調査票の議論に移らせていただきたいと思います。先ほど御議論いただきました視点を踏まえて、事務局に資料2-3のような書面調査票の案を作成していただきました。本資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、事務局から資料2-3について御説明いたします。

この資料は、書面調査として御審議いただいて内容を固めていただいた後、各府省に調査を依頼して、調査票に記入いただいたものを取りまとめて、今後、ワーキンググループ等でより深掘りした議論をしていただく際の議論の材料にするという目的のものであります。

全体の構成を先に申し上げますと、個別の統計について記入いただくものが主になっていまして、1ページから12ページまでがそういう構成になっていまして、13ページは少し毛色が変わってまして、府省全体の状況を別途記入いただくということになっております。

ここでは統計に携わる職員の数、それから統計研修の受講状況を記入いただくことを考えておりまして、1の「統計職員数」については総務省で把握している内容がありますの

で、人数はあらかじめ記載して書面調査を実施する予定です。ただ、その中で統計検定の合格者数、あるいは修士、博士号を有する人の数といった、より詳細な部分については私どもで把握していませんので、そこについては府省全体の状況を御記入いただくという設計になっています。

その下の、「職員の統計研修の受講状況」は、やはり私ども総務省の中で統計研究研修所というところが、政府全体、あるいは地方公務員も含めた統計の専門研修を実施しています。その状況は私どもの方で把握できていますが、類似する研修を府省独自にやっておる場合がありますので、府省独自に同等の研修をやっていて、その受講者がどの程度いらっしゃるかということについては各府省に御記入いただくような設計になっています。これが13ページ、府省全体で書いていただくものです。

1ページへ戻っていただきまして、以降は統計ごとに状況を書いていただく設計になっています。基本的には基幹統計の調査を行って作成するものを念頭に作っております。

ここについては、先ほど議論いただいた視点と、それから基本事項という大きく2つに分けて構成しておりまして、最初のページが基本的事項、視点というところとは必ずしも結び付いていないものです。

順番に申し上げますと、1の①というところがありますが、先ほど御説明があった統計の作成プロセス、統計ごとにいろいろと変わってくる場所もありますので、その作成プロセスに係る概況、概要を書いていただく部分です。調査対象の範囲として、地理的な属性として全国でやるものなのか、一部地域に限ったものなのか、あるいは属性的な範囲といたしまして世帯・個人が対象の調査なのか、企業・法人向けの調査なのか、あるいは企業単位ではなくて事業所単位ということで、よりきめ細かなビジネスの単位でとっているものなのか、あるいはそこに該当しないその他のものなのかということをお記入いただきます。

それから、抽出か否かという意味では、全数調査なのか抽出調査なのか、あるいは一部の部分について全数の層を含む調査なのかといったところの別を書いていただいて、全数層を含む場合はその状況を具体的に書いていただくという設計になっています。それから、抽出調査の場合は抽出方法、無作為抽出なのか有意抽出なのかという別と、母集団情報として何をを用いているかということをお記入いただくようになっております。

その下の調査系統という欄については、国から、例えば基幹統計で多いものであれば地方公共団体、都道府県、市区町村を介して、調査員を介して客体に行くといった調査の流れ、系統について、具体的に記述いただくという設計になっております。

その下は調査票の配布・回収。先ほど、統計局の場合は回収のところはいろいろ選べるのがメインだとおっしゃっていましたが、配布と回収に分けて、どういう方法で調査を行っているか、調査員調査なのか、郵送調査なのか、オンライン調査なのかといった別を記入いただくようになっております。

その下の部分ですが、企画・実査・審査等、大きな意味では先ほどのプロセスに分かれるというお話がありましたが、もう少し細かく調査の実施内容を区分けいたしまして、それに携わるのはどの機関になるのか、逆に言うと本省、地方支部部局、都道府県、市町村、

民間事業者などがその調査にかかわるわけですが、どの部分でそれぞれの機関が主体的にかかわっているかということを知るように記入いただくという設計です。

その下、調査の周期は、5年おきの調査なのか、毎月の調査なのかといったことを書いていただきます。

調査票の構成のところは、1つの調査でも複数の調査票がありますので、何種類ぐらいあって、メインの調査票はどんなものなのかということを書いていただく設計です。

④は回収率の推移ということで、年次調査をイメージして、過去10年分書いていただくような設計としております。

2ページにまいりまして、基本事項の最後は⑤、予算額を書いていただくと。基本的な事項としてはこのような設計とさせていただきます。

以降の部分は、先ほどの資料2-1、前回部会で決めていただいた視点に基づきまして、それぞれの事項を現状が分かる形でブレイクダウンしたものになります。

まず、2の①がチェック・審査という部分ですが、統計データの品質を管理していくという意味では、このチェック・審査が最も重要な過程であると考えられるものですから、ここについては詳しい実態を把握させていただくような設計にしています。段階別で分けられて、ローマ数字のiは実査段階におけるチェックです。調査員調査、郵送調査、オンライン調査の別で記入いただくようになっておりまして、調査票の内容を確認するというところを、それぞれの調査別においてどういう形で行っているかということを確認いただくような形になっています。

3ページにまいりまして、少し時間もないのでiiにまいりますが、ここは先ほど個々のデータをクレンジング、データクリーニングをするという御説明がありましたが、個票データを精査して、中身がきちんとしたものになるように作っていく段階でどういったチェックを行うかを書いていただく設計です。審査段階において、チェックということで個票ベースの審査事項の審査を実施しているか、いないかということをもとに大別して記入いただいた後、具体的にどのようなチェックの内容をやっているかということ調査票別に記入いただくような設計になっています。「〇〇調査票」というところで、ここは仮の数値も入れて、今はイメージしやすい形にしていますが、ここでは、仮に50項目ある調査票の場合を想定しています。

ここについては、別途イメージいただくために参考資料を、資料2-3の後ろに、資料2-3（参考）というカラーの1枚刷りのものを付けておりますが、いわば架空調査のイメージ図になっています。こちらを先に御覧いただきますと、調査票のイメージを青色で上に書いてありまして、調査票でいろいろな項目が入って、記入いただく欄があるわけですが、そこを端的に表現いただくために、関係する調査事項のところ、順に1、2、3といったような番号を付けていただいて、その番号ごとに状況を整理していただくことを想定しています。

矢印の下に書いていただいているところで、調査事項の通し番号、それぞれにおいてチェックの種類としてどのようなものを行っているかということを記録していただいで、この結果の総括表のようなものが、先ほどの資料2-3本体の3ページの表になりま

す。個別の調査項目ごとの状況をいわばトータルとして表したものが3ページの図になりますが、こちらを総括したものを御記入いただくと。そして今、チェックの種類と申し上げて説明をしておりますが、チェックの種類としてはおよそ①、②、③と3種類を想定しています。

①が記入漏れのチェックで、実際その項目に記入がされているかどうか。オフコードチェックという言い方もしますが、そういったことをやっている場合に印を付けていただくものです。

②はレンジチェックでありまして、例えば数値の項目であった場合、そこに10から100までの数字が入ることが想定されるような項目であれば、そのレンジを設定しておいて、そこから外れるような数字が入ってくれば、それはおかしいということでエラーを出すといった類いのチェックです。

③がクロスチェックでありまして、他の項目、あるいは他の情報と照らし合わせる、組み合わせることで、矛盾しているもの、あるいは矛盾している蓋然性が高いものを検出するというチェックです。クロスチェックにはいろいろな種類があって、この審査の一番王道の部分かと思いますが、そういった種類別にどのような状況にあるかということに記載いただくものです。

その書き方ですが、何分の何と、分母と分子があるような形でまとめていただくことを想定しています。分母の方は、全ての項目が入ってくるパターンで50というのが計れるということですが、例えば、この記入例を作っているところで、レンジチェックのところの分母は50ではなくて35になっています。つまり15減っているということですが、こういう状況になる場合にはその理由というか、内容を、3ページの一番下のところの箱に書いていただく設計になっています。例えばレンジチェックのところだと、先ほど申し上げたように数字の幅をチェックするようなものですので、数字を記入する項目以外には論理的にはあり得ないチェックということになります。例えば、男性か女性かという別を記入する部分の場合にはこのようなチェックはあり得ないので、そういったところを除いて見ると35項目になるのであれば分母が35になるという意味です。

それから、他のもの、記入漏れのチェックであっても、例えば、プレプリントと申しませんが、あらかじめ調査票に客体の情報を印刷した形でお配りする場合があります。その場合であれば記入漏れは現実あり得ない項目がありますので、そういったところは入ってこないとか、そういった分母としてあり得ない項目がありますので、そこは除外して、この数を記載いただくという想定です。逆に分子の方はそれより小さい数が入ってきますが、どうして全部ではなくて一部になるのかということは4ページの頭の方の表に概括的に記載いただくという想定でありまして、例えばレンジチェックが論理的にはかかり得るものだが、レンジとして判定する材料がないような新しい項目なので1項目かからないとか、そういった背景事情、あるいは理由みたいなことを書いていただくということです。

その少し下、検出されたものの処理についてという欄がありますが、エラーの疑いがあるとチェックされたものは、その後何らかの処理をしていくことになり、疑義照会という処理を踏む場合があります。これは客体の方に、内容に少し疑いがある場合に問い合わせ

て、状況を確認して修正等をするというものです。エラー自体は非常に大量に出てくるものですので、全部が全部これを行うことはできないのが実際ですが、こういった場合にこの疑義照会を行っているのかという考え方を記載いただくという想定です。

その下にあります、エラーチェックで検出されたもののうち、処理をしていないものがあるかという欄は、これはいわば入念的な欄でありまして、チェックしてエラーだとなったものについては何らかの処理を必ずしている前提ですので、多分、皆様「していないものは「ない」と付けられるのですが、こういった考え方で対応しているのかということを書き入いただくものです。

iiiの集計段階のチェックということで、先ほどの統計局の御説明では、やはり統計表を作った後にチェックをかけますというのが一番後のページにあったものです。結果表の審査という言い方をする場合もありますが、でき上がった統計の表の形になったものを見て、おかしいところがないかチェックするというプロセスです。

4ページの下に箱がありまして、状況を記入いただくのですが、種類としては、作られた集計表の中に論理矛盾がないかどうかという表内検算、異なる統計表同士で同じ答えが出てくるところが論理的には実はあることがありますので、そういったところが本当に同じになっているかという表間の矛盾のチェック、あるいは、時系列チェックと申しまして、同じ調査の過去の数値と照らし合わせてみて矛盾がないかということです。先ほど、国土交通省で調査結果の誤りというお話もありましたが、ああいった大きな数字の間違えば、時系列で見て何らか気が付く場合がありますので、そういったチェックを行うものです。

5ページにまいりまして最後のところは関連統計との比較ですが、その統計の過去のものとか同じ統計の別の表とかという意味ではチェックできないですけども、関連する統計があった場合にそこと大きな違いがないだろうかと。似たような結果が出るべきものに全くかけ離れた結果が出ていれば、何らかの問題を含んでいることが想定されますので、そういったチェックをかけるというものを記載いただくようになっております。

大別しておりますが、いろいろな種類があります。種類別にどのようなチェックを行っている状況なのかということを書き上げたところで、事細かに記載をいただくことを想定しています。

それから、次の項目ですが、②は委託事業者、地方公共団体の履行確認ということで、出ている部分の具体化ですが、委託事業者が民間事業者の場合と地方公共団体の場合とで分けて構成しています。委託事業者の場合は、実は「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」という10年以上前に作られたものがありまして、どのようなことをやっていくべきなのかということを書き載しているものがあります。それに照らして達成されているかどうかを確認するような内容を記載しております。

6ページにまいりますと、民間事業者の場合はそういったガイドラインがありますので、適合状況をチェックするという形で設計しておりますが、普通は地方公共団体には法定受託事務という形で地方自治法に基づいて仕事をお願いしており、その場合のガイドラインはありませんので、非常に大ざっぱですが、履行確認について作らせていただいております。

して、1番が地方公共団体そのものにおける適切な業務実施確保のためにどのようなことを行っているか、行っている場合にはどのような措置かということをござっくりと聞くような形にしています。

2番は、地方公共団体というよりは、そこで任命される調査員の業務内容についてどのような対応をとっているかと。1つは設置している状況、調査員を任命している状況ですが、これを国が名簿の提出等を受けて確認をしているかどうか。それから、地方公共団体に手引き等で調査員にどのような仕事をしてもらうのかということを示しているかどうか、あるいは示しているものについて調査員にどのようにそれを決定しているかといった内容を記載いただく形で設計しています。

以上が②でありまして、次、6ページの下段からが③の部分であります。調査・集計方法の透明性といった内容です。仕事の内容が世の中に明らかになっていないので、不備があった場合でも発見できないというお話がありますので、できるだけ透明化するという趣旨の部分です。

まずローマ数字 i のところ、ここは基幹統計調査に関する情報の公開の状況とあって、いろいろ説明書きがありますが、背景事情を申し上げないと分からないところだと思います。

平成29年に、統計精度に関する検査というものの一環で、いわゆる「見える化状況検査」と言っていますが、各府省のホームページ等で統計調査の関連情報がどれだけ公開されているかということを確認しました。そのときには、ここに表になっておりますが、①から⑥、標本設計から他統計との比較分析といった軸で、どれぐらい情報が開示されているかということ、基準を示してチェックしています。

ここは空欄になっておりますが、30年3月というところは、更に29年の点検結果をフォローアップしておりますので、いわば何点かという点数が既に各基幹統計については付いています。それを書いていただいて、この調査、31年2月の状況を書いていただく前提ですが、更に基準のとおりに出している情報が増えていけば、いわば状況が改善していれば、その改善しているところを、ここは点数が上がっていますということを書いていただきまして、7ページのところにありますが、新旧で、例えばこういった情報を新たにホームページに掲載したので、より状況が改善したということを書いていただくという設計になっています。

ただ、30年3月の時点でいろいろな基幹統計、かなり改善していただいているので、それほど上積み部分があるような状況ではありませんが、全部が100点満点というわけでもありませんので、その状況について記載いただくということにしています。

それから、7ページのローマ数字の ii の部分ですが、透明化という観点と、それから前回の部会で指摘いただいたことでもあります。担当者が異動してしまって手続やノウハウが継承されないということがあつたということで、そういった問題が起きないようにという意味で、業務マニュアルといったものがどの程度整備されているかということについて、状況を書いていただくという部分を作っています。それが2番の部分です。

続きまして、④の部分ですが、プロセスごとの管理者の役割、いわばガバナンスがどれ

ほど効いているかということ、実態を把握する部分です。なかなか実態としてどう聞いていかということも難しいところではありますので、ごく簡単にここでは設定して、課長級、あるいは部局長級と、レベルによって2つ分けていますが、そういった管理者が企画、審査、疑義照会、集計、公表といった統計の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているか、どのような場面で管理者のガバナンスが効いているかということの概要を記載いただくという設計にしています。

続きまして、⑤の部分ですが、外部からの指摘でデータの不備が見つかったということが、毎月勤労統計の場合でも言われておりましたが、そのような外部からの指摘の状況について記載いただく部分です。1番のところが、外部から結果数値に疑義が指摘されて、それによって、実際の数値が訂正された件数といったものが何件あるのかということ、過去5年にわたって記載いただく設計になっております。もちろん統計によってはそんなことは1件もなかったということがあろうかと思いますが、その場合はゼロが並ぶということになります、そういったことが少しでもあったということであれば、その件数を書いていただくという部分です。

それから、ローマ数字のiiの方は、そういった外部からの指摘があった場合に、それに対してどう対応していくかということのルールみたいなものが定められているかどうかということを知っている部分です。

以上が⑤の部分です。

今までの部分が大きな2番の「再発防止」という観点からの部分であります、8ページ以降が次のカテゴリーで、「不適切事案の発生時の対応」といったカテゴリーの方の話になります。

まず①として、必要なデータが保存されているかという状況の確認部分です。大きな表になっていて、(1)から(7)までありますが、ここにははっきり書いていませんが、実はこれについても「調査票情報等の管理に関するガイドライン」というものがありまして、そこで基本的にはきちっと情報は保管しておくことに既になっておりまして、(1)から(5)といったところについては、ガイドラインに則してデータがきちんと保管されているという前提でありますので、いわば入念的にそこを確認する格好になっていきます。

何故これを設けているかという趣旨を申し上げますと、(7)のところ、これがガイドラインでは実はまだ射程になっていないものでありまして、今回の毎月勤労統計の問題のときに、間違っていることが分かっていて、過去の数字を訂正しようとしたときに、データが足りなくなっていて、復元できないという話が出てまいりました。そういった意味で、母集団復元情報というものが足りないのではないか、きちっと保存されていないのではないかという問題意識から、これを追加しているものです。

ここで言っている母集団復元情報というのは、主に統計の情報というよりは、いわゆる行政記録情報というもの、統計外の情報を想定しています。そういう意味では、行政記録情報というのは(5)にあるのではないかという御指摘があるかと思いますが、(5)で想定している行政記録情報というのは、あくまで統計調査の大元の情報の代わりに使う個票と

しての行政記録情報、いわゆる統計調査の結果として統計を作るのではなくて、その代わりに一部、行政記録情報で代替するような場合に、その代替した個票データがとってあるかどうかという視点でここは書いてありますが、(7)の部分は、直接、統計を作る際には使っていないが、母集団を復元する際に利用するような、より間接的に使っている情報については実は規定がないものですから、その部分についての状況を聞いているというものです。

ここは、正直、あまり対応されていない例が多いかとは思いますが、それについて、今、まさに毎月勤労統計で問題になった部分ですので、しっかりと聞いていこうというものです。

9ページに参りますが、②の発生時点での対応ルールというものについて、まさに対応ルールの有無を聞くというものです。

③の行政利用の事前把握という部分ですが、ここについては、行政機関でその結果を使っているいろいろなことをやっているということが、基幹統計の場合でも一般統計の場合でも少なくないわけですが、それに基づいて政策立案、あるいはSNAなどの重要統計の作成などが行われているということがありますので、その関連の状況を、具体的かつ網羅的に把握する必要があるという認識から、現状、どういったところが把握されているか、あるいは把握の方法としてどういった方法がとられているかということ、具体的に記入いただくというものです。

続きまして、以上が「発生時の対応」というカテゴリーでしたが、次が4番の「品質向上」のカテゴリーです。最初の①のところ、統計ニーズの把握・対応ということで、行政外を含むということですが、実は行政内のお話は今の直近の③のところ、聞いていますので、①のところでは行政機関以外の利用者からニーズを収集する取組について実態を聞いているところです。

その他、(参考)という欄がありまして、「一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数、e-Statのダウンロード件数」と書いてありますが、いわば外部の利用実績に当たる部分です。これについては総務省でデータを持っていますので、各府省に記入いただくということではなくて、こちらの方でこれが何件ぐらいあるかというデータを記載するというものになっています。

こういった利用状況というのは、先ほど大西専門委員の御指摘にもあったとおり、今後検討いただく際の重要な情報だということがありますので、この部分でとるという形にしています。

それから、前回の部会で、川口専門委員から、二次利用の状況もこういったチェック、外のガバナンスを働かせる意味で重要だという御指摘がありましたので、二次利用の実績についても総務省である程度把握していますので、ここも当方で記録する形で情報を入れるという設計になっています。

あともう少しですので続けますが、10ページですが、こちらは担当職員数、職員の能力という部分です。先ほど統計ごとではなくて府省全体のお話で、研修の実行状況というのを把握するというお話がありましたので、ここで言う職員の能力という意味では、研修と

かという観点はないものとして、プラスアルファとして考えるものですが、担当職員数については調査ごとの職員の状況を書いていただくということで、中段のところに組織図を書いています。これはあくまでイメージで作っておりますので、総務省統計局の例を書いています。あくまでイメージですので、人数その他のところは完全に仮想なものでありますので、実態とあまり関係していないというところは、念のため、申し上げておきたいと思いますが、こういった組織図ベースでその統計にタッチされている方を記載いただくと。それから、その方がやっておられる、複数の統計を担当するという方がいたりしますので、全員が全員、その全部をその調査のためにかかわっているわけではないわけですから、どれぐらいの割合でその業務を担当しているかという業務の比率といったものを含めて記載いただくようなイメージで作っております。それが職員数、ボリュームという意味です。

それに加えて、能力という意味では、統計の業務経験、初めて来た方なのか、結構やった方なのかという意味で、従事者数というのは上でトータルの欄、この例では実員9名という例で入っていますが、それを更に細分化する内訳として、業務経験が10年以上あるのか、5年から10年なのか、2年から5年なのか、2年未満なのかといった、かなり大まかな区分ですが、そういったカテゴリーで区分しまして、どれぐらいの知見がある人たちで構成されているかというところをとるような形になっています。そういった意味で、職員数と職員の能力ということを把握しようという部分です。

それから、10ページ一番下からの部分がシステムの関係の部分になります。いろいろなシステムが使われておりますが、主にここでは統計の数値を直接扱うものとして、データのチェック、審査、あるいは統計の作成、集計といったところでこういったシステムが使われているかということをもとに聞いています。

書いていただく内容、注書きの部分、11ページの注の部分に記載しておりますが、かなりたくさんをここに書いていただく想定でございまして、①から⑦までを記載いただく、あるいは関連する資料を付けていただくという設計になっています。①としては、主なシステム構成、②としては、システムが作られた、構築された時期、③としては、それは内部で作ったものなのか、あるいは外部に発注して作ったものなのかという別、④としたしましては、外部に発注している場合だと、往々にして同じ業者が続けてとることが多いのではないかと御指摘もありましたので、過去10年間で業者の変更というのがあったのか、なかったのかということも記載いただくようになっております。

⑤としましては、そのシステムで使っている、最近ですとサーバークライアントで作っているものから、サーバー側とクライアント側でOSが違ふと思いますが、サーバー側とクライアント側との区別をしていただいて、どういうOSの上で動いているかというもの、⑥として、そのシステムなりが使っているソースプログラム、どのような言語を使っているのかと。昨今の例だと、COBOLでなかなか直せなかった、古いものだったので分かる人がいなかったという話がありましたので、そういったことも念頭に置きながら、言語について聞くということになっています。

⑦としては、そのシステム、今ですとプログラムを組んでというものだけではなくて、

いろいろなアプリケーションを組み合わせで動かしている場合がありますので、そういったアプリケーションの種類であるとか、あるいはそういった使っているソフトウェアのライセンスの使用というのがどれになっているか、あるいは有効期限がどうなっているかといったところを書いていただくという設計にしています。それから、その当該システムの担当者の数、あるいは開発、それから運用の経費などを書いていただくということにしております。

加えまして、システムはもうなかなか機動的に改修できないのではないかと、変更する場合にいろいろ問題になることがあるのではないかと御指摘がありましたので、改修時のシステム面での問題といたしまして、改修費用が問題なのか、改修にかかる時間が問題なのか、あるいはどこを改修すべきかが役所側で分からないのかといったところの問題点について書いていただくというような設計にしています。

それから、④といたしまして、今は数字を作る部分のシステムのお話でしたが、調査を行う部分、オンライン調査についての概要を記載いただくという形にしています。

それから、いよいよ最後ですが、12ページです。先ほども別の論点のときに出ていましたが、結果数値に訂正が起きたという場合に、そこでいろいろな教訓を含んでいるというお話がありますので、過去5年間において結果数値の訂正といったものがあつたか、なかったかということ。あつた場合には、訂正が何件ぐらい公表されているか。それから、あまり数が多いとなかなか大変なものですから、公表された訂正のものから、最大5件に絞ってどのような内容だったかということを書いていただくというような設計にしています。

大変時間がない中、駆け足でしたが、調査票については以上のようにしております。足りない部分については説明、御質問に対して答えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問とか御意見がありましたら是非お願いします。

○篠専門委員 個々の統計調査について、これを全部書いていただくというので大変だなとは思いますが、書いていただけたらとてもありがたいというのは片方であるわけですが、細かいことだけお聞きしたいと思います。

4ページ、集計段階におけるチェックのところ、チェックの方法の、4ページの一番下です。時系列チェックと書かれているのに、関連する他の統計との比較となっていますが、これ、同一統計の中で過去との比較ということで理解してよろしいですね。

○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません、ミスプリントです。訂正させていただきます。

○篠専門委員 もう一つあります。7ページの⑤結果数値の妥当性に関する外部からの指摘のところ、指摘を踏まえ訂正した件数を過去5年間とされております。また、12ページの⑤のところでも過去5年間とされておりますが、例えば毎年行われなような周期調査の場合もこういうことだと、例えば国勢調査だと1回だけみたいな話になってしまうのではないかとと思うのですが、それはどうお考えでしょうか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ここはいろいろな考え方があろうかと思いますが、

あまり古い話だと記録も残っていないのではというような思いもありまして、5年周期のものだと、少なくとも直近のものについては分かっているだろうことで、一応、仮に5年という形にさせていただいております。

○篠専門委員 了解しました。ありがとうございます。

○河井部会長 他はいかがでしょうか。

○川口専門委員 調査票の1から5まで、それぞれについて質問とかコメントがあるのですが、もう一遍に言っていいですか。

○河井部会長 はい。

○川口専門委員 まず1の④の回収率ですが、非常に重要な数字だと思います。6ページの3の1の5のところ、見える化のところと関係し、非標本誤差の部分について、どれだけ開示しているかということともかかわるのですが、この回収率を開示しているのかどうかということも質問の対象になるのか。中には回収率を公表していないような調査もあるのではないかとと思うのですが、それについても質問をしてもよいかと思いました。

続きまして、3ページのところの2の2ですが、クレンジングをかなり注意深くやっているというお話が総務省の担当者の方からありましたが、目視でチェックしているというのは、率直に言ってほぼチェックをしていないというのに等しいように思う。やはり目で見て確認して間違いを見つけるというのは、ほとんど不可能ではないかと思うので、この実施していない方と同じような取り扱いで、目視のみの場合は、何故目視なのかという理由を聞いてもいいのではないかと。

あと、もう一つ、調査に正しくお答えいただくというのが前提になっていると思うのですが、調査後で何かが起こったときに、正しくお答えいただいていたかどうかというのはもう検証する方法がないと思う。チェックをプログラムで行っていたということであれば、そのプログラムが残っているはずですので検証のしようもあると思うが、目視となってしまうと、そこも少し怪しいという問題もあるので、ここの答え方の部分というのは御検討いただけないかと思いました。

次に、5ページの②のところの委託事業者に出している場合ですが、委託事業者に出していたとしても、表データについて正しいかどうかチェックをかけることは可能だと思う。その場合にはどうお答えいただくのかがいま一つよく分からない。

8ページのところの必要なデータの保存って、これ、本当にまさに一番大切なところと思っているが、今回、母集団復元情報がガイドラインに入っていないということで7番を出されたという御説明で、なるほどと思ったのだが、例えば抽出のところ、先ほど川崎委員からも御指摘があったが、一体、どういう方法で抽出して、どういう方法で復元するのかという部分は、(2)の調査関連書類の部分には入っていないと考えるべきなのか。

それと、あと、このチェックのコード、あるいは集計に用いたコード、これは別にC O B O Lでも何でもいいとは思いますが、その記録がちゃんと残っているかどうかというのは、マイクロデータが残っているのと同様に重要だと思うが、その処理のために使ったコードというのは、1から7のうちのどこに入るのかという部分がよく分からなかったので、教えていただきたい。

○河井部会長 ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません、説明が不足していた部分もありますが、まず3ページの部分ですが、目視による審査のみ実施という欄があるという御指摘ですが、調査票によってははごく少ない客体だけを相手にしているものがありまして、そういう場合はこういうこともあるのかと思って設計させていただいていますが、理由を聞いた方がいいのではないかと御指摘については理由欄を設けるようなことで対応したいと思えます。

それから、1ページのところで回収率の状況の開示のお話があるのではないかと御指摘でしたが、6ページのいわゆる見える化の状況のチェックのときに、非標本誤差のところで、回収率の状況という項目がありまして、回収しているかどうかということは私どもでも情報を持っていますので、うまくここで分かるように工夫していきたいと思えます。

そういう意味で、次に委託のところですが、5ページです。5ページで委託業者に頼んでいる場合に、個票のチェックをどうしているかというところですが、実は、4ページのローマ数字のⅢの直前のところに、他の機関においてエラーチェックを実施している場合、どういう指示をしているかを聞く項目がありまして、ここで把握する格好になっています。集計段階におけるチェックとしては、5ページの②の直前のところでも同様のことを作っておりますので、この辺の情報が使えるかと思っております。

それから、8ページですが、母集団復元情報という言い方が、母集団に復元の必要な情報がここにしか出てこないように見えてしまっているところがよくなかったかと思えますが、おっしゃるとおり(1)から(5)の場合で、その関連情報が付けている場合が確かに通例です。今回、問題になったのは、そこで付けていない、いわばよそから行政記録情報として必要な情報が持ってこられている場合に、よそから持ってきている分が今まで視点として入っていなかったという意味で申し上げたものでありまして、そういう意味では、(1)から(5)で付けているものについてはこれまでも保存されているという意味なので、母集団復元情報と言ってしまうと誤解があるのかもしれませんが、ここは表現振りを考えたいと思えます。

あと、電算処理に必要な情報というのはどこで読むのかですが、(4)ドキュメントというところが、下に脚注がありまして、ここにプログラムに必要ないろいろな仕様とか電算処理に必要な情報というものも広く読むようになっています。

それから、ある意味、そこでもし入ってこないようなものについては、メタデータという項目もありまして、調査のデータそのものではなくて、もう少し上位の情報という意味でその記載がありまして、範囲がやや曖昧なところがありまして、どのように規定していくかというのは難しさもありますが、一応、射程には入っています。

○河井部会長 よろしいですか。

○川口専門委員 すみません、たくさん質問して申し訳ありません。もう一つ聞き漏らしていたことがあって、調査票情報とか、やはり過去のものが廃棄されているというケースがあって、素朴に思うのが、もうハードディスクとかすごく安いので、とっておけばいいのに何故捨てるのかと考えたときに、責任を持って管理することがなかなか難しい部分も

あるので、行政の仕事としては破棄となってしまうのかというようなことを考えているのですが、そういう理由というのが分かるような質問票だといえると思うので、御検討いただけないか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 御指摘ありがとうございます。にわかにならぬというカテゴリーが理由としてあるかというのものもあるものですから、場合によっては、多分、それぞれ深掘りのヒアリングの場面で気になることを聞いていただくということもあるかと。どうしてもここの書面調査だと、一律に書いていただくということがありまして、かつ、多分、短期間でこれから動いていくこととなりますので、カテゴリズとかができるとそれを選んでもらえばいいのでお願いし得ると思うのですが、今のお話からにわかにならぬににくいので、その辺修正案を御指摘いただければ可能かと思いますが、なかなかそこが難しいということであれば、ヒアリングの際にということもあり得るかと思えます。

○川口専門委員 ありがとうございます。

○河井部会長 大西専門委員。

○大西専門委員 冒頭のところでもお伝えさせていただいたのですが、もう既に間に合わないとは思うが、紙で調査するというのが、結局、桁の違いとかも、ワードって自由に幾らでも書けてしまうので、排他的にどちらか選んでほしいのに両方とも選ばれたりしまったりというのに対して制御もかけられない。まず、インプットとなるデータをいかに正確にという観点で、この辺から直していく必要があるのではないかというのが一番言いたいことです。

あと、スタンスと申しますか、例えば3ページ目で再発防止に係る取組というので、チェック項目が全体のうちに何個ありますというのが出たときに、これ、全部やれというのか、それともそれでもいいというのか、そのスタンスがどうなのかというのが、聞き方をはっきりさせないと、回答される方も、将来的に取組として、今後、やっていくのだというものも含めるとみんな丸とか100%になってしまうと思えますし、今、どうなっていて、今後、どうしたいのかという聞き方にするとか、その辺をはっきりさせないと、回答する側も困るのではないか。今後の取組なのか、今なのか、どうしたいのかというのを、受ける側としてどういう情報を得たいのかというのをはっきりさせた方がいいというのが2点目です。

最後に、やはり記入例が民間で調査するときにはとても大切で、こんなふうに返してほしいという、こういうふうに模範解答としては欲しいという意図が、意思がすごく大切でして、それを入れ込んだ方がいいというのと、やはりもう皆様、統計の世界だと皆様、分かっているのかもしれないですが、事業所とは何かとか、さっきのメタデータとは何かとか、専門用語で分かっている方は分かっているのかもしれませんが、回答される方は様々な方がいらっしゃいますので、やはり用語の定義とか、そういったことは基礎の基礎としてしっかりやっておいた方が、揺れないデータとなるので、多義的にならないということは御注意いただきたいと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。

我々の電子スキルのところは、今後、気をつけていきたいということで御容赦いただければと思います。

それから、この項目、現状を聞くのか、将来のことを聞くのかという意味ですが、全体に通じていますが、これ、現状を把握したいという設計です。現状を把握して、それをヒアリングの際の基礎材料としていただいて、今後、有識者の方に検討いただく際の材料として現状のことを調べるという趣旨ですので、将来像を聞くというわけではないということです。

それから、記入例という面については、今後、努力していきたいのですが、かなり時間も切迫していますので、その辺は努力目標としてお聞きさせていただくということで御容赦いただければと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○嶋崎委員 よろしいですか。2点あります。

1つは、1ページの基本的事項は、あくまで現状についての回答だと思います。申請事項の記載内容との齟齬は、むしろこの調査を回答する段階で申請事項を確認していただく機会になり得ると考えます。

もう1点は、先ほど統計局から大変丁寧にプロセスを教えてくださいました。そこで強調されていたのは、準備に時間がかかるなど時間的スパンについてでした。それぞれの統計調査にどのくらいの準備期間が必要なのかに関する項目が抜けているように思います。現実に要している時間を、準備、実査等ごとに示す項目を入れていくということを検討いただけないでしょうか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。お答えいたします。

まず1点目の点ですが、1月に公表している点検の段階で、まさに計画と基本事項の差異ということをチェックしてしまして、基幹統計についてはそこで大きな齟齬はなかったが、一部、手続その他で違いがあったということは先ほど御紹介している資料で御紹介している事例になりますので、そういう意味ではそこはチェック済みの部分ですので、今回はその部分が入っていないとお考えいただければと思います。

2点目の時間的な概念というところは、確かに部分的にしか入っていませんので、業務プロセスとタイムスパンみたいところがもう少し概観できるように工夫できることがないかどうか、改めて検討させていただきたいと思います。

○嶋崎委員 よろしくお願ひします。

○西専門委員 数点、確認をさせてください。まず、1点目ですが、先ほど事務局から現状把握が今回の目的というお話がありましたが、これ自体、ターゲット審議を目的とされていると思っけてしまして、そのための予備調査として書面調査をするという理解であります。これを使ってターゲットの絞り込みのイメージがもう既にあるようであれば、そこについて、どういう方向性で絞っていくかお伺いしたいというのが1点。

あと、それに関しまして、やはりこれだけの項目の調査を各府省に回答していただくというのは非常にハードルが高いだろうと思っています。その上で、ターゲットの絞り込み方

と関連するのですが、もう少し調査項目の必須だったり、任意だったりというところの、特に重点ポイントを絞るとか、どれだけ数がもらえるとか、中身の充実とか、何に重点を置いた調査にするかというところにもかかわるかと思うので、調査の仕方というところのお考えあればお聞かせいただければと思います。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。ターゲット型審査の対象をどう選んでいくかということは、逆に言うとまさにこの部会で議論いただくこととなりますので、今、事務局の方でイメージがあるわけではありませんが、統計とか視点とかといったものをこういったところで絞り込んでいくということは、まさにこの材料をもとにこの部会で議論をいただくのかと思います。

それから、すぐにこの予備調査、統一的調査の結果でターゲティングということではなくて、間にワーキンググループの審議が入りますので、そこで各府省から対面形式で追加の質問に対する御回答とか、説明とかいう場面がまた入ってきますので、そこで深掘りできる部分というのがありますので、更に追加でめり張りをつけたいというか、もっとここは突っ込んで聞きたいということがあれば、そういった場면을御活用いただくのかと思います。それと、この書面調査でどこが重点かというとなかなか答えにくい部分がありますが、多分、分量が多くなる部分がそういう意味では重点なのかと思います。

そういう意味で行きますと、例えば先ほどのチェックとか審査のところの実態の部分を準備して作っていただくところは、これ、多分、かなり手間をかけて作っていただかないとここに書けないこととなりますので、この部分はあまり既存のものもデータがないので、ある種、今回の重点の1つかと思います。

それから、正誤情報について過去5年分で参考になるものを教えてくださいという部分も、おそらくあまり過去、こういった聞き方で情報をとっていないものですから、この辺は新しいこととなりますし、多分、先ほど前の資料で御議論がいろいろ出たことから推察しても、こういったものが一番教訓としていろいろなものを含んでいて、御議論の材料としてもよいかという気もしますので、そういったあたりは少し重点になるかという気はしております。

○西専門委員 ありがとうございます。

追加で確認ですが、ワーキングで確認ができるというお話がありましたが、一旦、書面調査を上げていただいた全ての調査に対してワーキングの場でヒアリングの機会が与えられるのか、それともワーキングに上がってくるもの自体は既に絞り込みがかかっているのですか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 基幹統計については、全部がヒアリングの対象になるということでお聞きしていますのでそのように考えておりますが、ただ時間の制約等がありますので、その場で御議論になるものはどうしても限られてくる部分はあるかと思えます。

○西専門委員 分かりました。ありがとうございます。

やはりワーキングの場で結構聞けることが多いようであれば、やはり全て重要だと思う

のですが、問題が起こっている背景を深掘っていくことで、もう少しフォーカスできるようなところに、私自身としては重きを置いて確認をしたいというところがあります。夏までに一定程度、再発防止も含めた成果が求められるというところですので、できるだけそこにリーチをしていきたいなと思っています。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

西郷委員、よろしいですか。

○西郷部会長代理 すごくマイナーなことで、1 ページ目の全数調査と一部全数調査と抽出調査というところがありますが、これ、全数調査と抽出調査に分かれて、抽出調査の部分集合が一部全数調査ですね。だから、並べ方を変えた方が、多分、誤解が少ないと思ったのが1つ。

あとは部会長への質問になりますが、今後の進め方になるかもしれませんが、これだけ大部の調査票について延々と議論しているとなかなか決着できないような気がするのですが、どういうふうにまとめるおつもりですか。こういうふうにずっと委員が思ったことをつれづれなるままに述べていけばいいものなのか、もう少しまとめるような方向で議論した方がいいのか。

○河井部会長 今回の書面調査票については、これ、非常に大事なポイントなので、ブレンストーミングの意味も込めて皆様の意見をお聞きしていますが、今後はこんな形で進められるかどうかというのはまだ少し分からないと思います。

○川崎委員 1つよろしいですか。確かにこの議論をどういうスケジュールやどういう意図でやるかというのは、少し部会としても整理する必要があるかあるというのを今の御質問から思ったのですが、やはり各省から見れば、調査票をやるならさっとある程度やっていかないとまずいねというのが多分あると、もちろん負担が軽い調査の方がいいと思いますが、ある程度、共通の情報を早く出してくれという依頼をしていかないと、我々も返ってくるまで待たないといけないから、その意味ではどこかで割り切って調査票を決める必要があると思います。

ですから、私は大変大事な御意見が出ているので、可能な範囲で、短期間で反映するのは部会長にでもお願いして、その上で少しやりとりして最終にするというプロセスがあって、それで取りこぼした部分についてはもう、先ほど来でお話が出ているようなヒアリングの中でフォローするというスタンスがいいと思いますので、是非そんな格好で、大変な、まとめるのは御苦労多いですが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、その上で私からも更に上乘せの質問をさせていただいてよろしいでしょうか。質問というか、コメント、お願ひというようなことですが、いろいろこの調査票、確かによく練られているという感じはするのですが、1つ私の希望を、飛び飛びになりますが、13ページの統計研修の受講状況についてのところで1問だけ入れていただけないかというお願ひです。何かというと、統計法、統計制度に関する研修は受ける機会があったかどうかというのを、あれば何人ぐらいたかというのを聞いていただきたい。というのは、今

回、やはりかなり手続面の問題が起こっていますし、それから毎月勤労統計の問題もかなりその面があるので、そこは確認が必要な事項ではないかと思いました。

それからもう1点、後ろから前に戻りまして11ページのところですが、私はやはり毎月勤労統計が頭にあるのでついそういうマインドになるのですが、10ページから11ページのシステム関係のことはすごく大事だと思います。このところが、これはなかなか答えにくいといいますか、一言でイエスノーとか答えにくいような質問がどうしても多いから、ヒアリングで聞けばいいことかと思ったりもするのですが、それでもなお気になるのは、やはりシステムの開発管理はすごく大事なプロセスだと私は思います。

開発運用は、この11ページの中ごろの黒いひし形にシステム担当、何人いますかとありますが、例えば外注しているのであれば、外注の管理をきちっとしているのかを聞きたいので、ここを内訳なり何なり、もし機能ごとに分化しているなら分化した数を書いてもらって、そうでなかったら、特に外注しているところだったら外注管理要員はいますかというのを聞いてみたい。少しそこが気になりました。むしろシステム関係に明るい方がこの部会にはいらっしゃるので、そのあたりは御意見をお聞きしたいと思ったところです。

あと、細かなことですが、9ページ目の③、上の方ですが、行政利用の事前把握のところ、事前というのが必要なのか。事前というのは何の事前だろう、調査をやる事前なのかとか、それとも問題事案が発生する前ということか、よく分からないので、行政利用の把握で十分かと思いました。

以上です。

○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません、簡単な方しか御回答できませんが、最後の事前把握の印象は、調査する前にどういうところで使われるかをあらかじめ把握しておくというニュアンスでここは設計しております。何か問題が起きた場合にどこに影響が及ぶのか、どこに連絡をすればいいのかを、行政内部であればあらかじめ知っておくべきだし、今回の毎月勤労統計の事例でもすぐに動けばまた少し変わったという話もあるものですから、外部はどこで使っているか事前には到底分かり得ないと思いますが、行政内部であればそこを知ることが可能ということで、そういうニュアンスでここは設計しております。

○川崎委員 なるほど。ただ、特に継続している調査の場合は、本当に常に事前ということがないので、そこはあまり言葉の問題だから誤解がなければいいですね。

○河井部会長 今日、お見せして、今日、議論しろというのは結構無理なものですが、とりあえずこれで質問をして、今日、皆様からいただいた意見もできるだけ反映させていただいて、ワーキングのところで、ここで聞ききれないことについては更に詰めて質問していただくという形で、とりあえず進めさせていただきたいと思います。もちろん不完全だとは思いますが、期日といいますか、委員長とも約束している期限がありますので、まずはこれで進めて、足りないところをどんどん補充していくというような形にしたいと思います。そういう形でよろしいですか。

修正した後、皆様に見ていただいて、これでオーケーという形で進めるのが普通ですが、今回も期限といいますか、そういう余裕がありませんので、皆様の意見を反映するという

ことをお約束して、明日は統計委員会がありますので、明日の統計委員会でこういう議論があったと、こういう質問票を送るといようなことを報告させていただければと思います。

確認の機会はありますか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 メールで。時間があれば。

○河井部会長 メールで、時間があれば確認していただくことができるようなので、余裕ができれば皆様に確認していただきたいと思います。

今日、お示した案は基幹統計を念頭に作成しておりますが、加工統計につきましては関係がない項目がたくさんありますので、無関係になっている項目を省略する形で修正していきたいと思います。あと、一般統計につきましても、各府省が基幹統計に準じて自己点検を行うことになっております。点検検証作業のめり張りの観点から、その自己点検事項につきましては、基幹統計の調査事項を一部簡略化して各府省にお示ししたいと思いますが、簡略化した部案につきましても、申しわけありませんが私に御一任いただいて、後ほど、皆様にメール等で配布して確認していただくという形式をとりたいと思います。それでも構いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○河井部会長 では、明日の統計委員会ではこのような形で報告したいと思います。

それでは、最後ですか、あともう一つ残っている議案がありまして、それに移りたいと思います。それは、統計委員会で定めた統計委員会の対応についてと、当部会で定めた部会運営に当たっての基本方針を基に、当面の進め方を事務局に改めて整理をしてもらいましたので、その説明をお願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料の3-1を御覧ください。今後のスケジュールについて整理したのですが、基本的には新しいことを書いているわけではなく、統計委員会からお示された紙とか、前回の部会で決まった方針を絵に落とし込んだものです。

1月から書いていますが、今後のところに絞って御説明しますと、3月5日、本日、第2回点検検証部会で、書面調査票案を審議していただきました。明日の統計委員会で本日の議論を報告させていただいた後、この書面調査を各省に配布して、記載していただいて、それを踏まえて3月中下旬ぐらいから点検検証部会のワーキングを開催します。ワーキングは、この後、設置の審議をしていただきますが、こちらで週1回ぐらいのハイペースで審議していただいて、基幹統計は基本的に全てヒアリングをしていただくというような形で進めることとしております。

その後、4月に入ると思いますが、春めどと書かれておりますが、第3回点検検証部会で、ワーキングの審議結果を取りまとめて、ターゲット型の対象を絞り込んでいきます。ターゲット型の対象につきましては、委員会で示されたペーパーなどから、そもそもの統計の重要度とか、問題が発生したときのリスクなどを勘案して選定していくということになっていますが、先ほどから議論もあったように、この選び方も含めてワーキングの中で検討していただければと思います。その後は、絞り込んだターゲットに応じて審議を進めて、6、7月ごろに第1次の再発防止策を取りまとめます。これは、前回決めた方針で

示されている内容です。

それから、右側は一般統計ですが、各省で基幹統計に準じて行うということになっていきますので、まずは基幹統計の点検に準じた取組を、今、各省でやっているということでありまして、あとは先ほど審議した書面調査の調査票を簡略化して各省にこれも取り組んでいただくということで、自己点検していただいて、その結果を点検検証部会に報告していただくという流れになるかと思っております。

以上です。

○河井部会長 では、スケジュールを見ていると少し大丈夫かというか、不安になるぐらい3月がタイトですが、この件につきまして御質問、あるいは御意見ありますか。いかがでしょう。

皆様にはたくさん負担、3月にこんな、普通だったら学事がなくてようやく解放されるし、年度末で普通の皆様もお忙しい時期だと思うのですが、できる限りで構いませんので御協力いただいて、よりよい報告書といいますか、統計がよくなるように進めていければと考えております。

それでは、次に資料3-2、次の資料、こちらがワーキンググループの件になります。今後、ワーキンググループで各省からヒアリングを行うことになりますので、ワーキンググループの設置について決定をしたいと思っております。各メンバーの自己申告の内容を踏まえて、原案を事務局に整理してもらいました。事務局から説明をお願いいたします。

○柴沼総務省統計委員会担当室次長 それでは、資料3-2を御覧いただきたいと思えます。ワーキンググループとして、第1、第2の2つのワーキンググループをここに掲げています。先生方の自己申告と御専門の分野、それからそれぞれワーキングが受け持つボリューム、そういったもののバランスを考慮して決めています。1枚おめくりいただきますと、それぞれのワーキングに所属する委員のお名前を記載していますので、御覧いただければと思います。そのワーキングのお名前のところに丸が入っておりますが、第1ワーキングは河井部会長、第2ワーキングは西郷委員、それぞれワーキングの座長ということで書かせていただいております。

それから、1枚目に戻っていただきまして、4のところを御覧ください。ワーキング、第1、第2、分けておりますが、その所属するワーキング以外のワーキングにも御自由に参加することができると思っております。

その上で、5番目を見ていただきたいのですが、ワーキング座長は、過去5年以内に、自らが作成プロセスに関与した経験を有する統計を審議する場合にあっては、出席している委員又は専門委員のうちから、自ら指名する者にその職務を代理させるものとするありまして、自己申告の結果、各委員、いろいろな省庁の統計に関わりを持つというものが統計単位で出てきておりまして、できるだけそういう重なりがないように分けたつもりではありますが、それでもなお関わりが出てきてしまう、場合によっては座長が関わってしまうというケースも想定されるものですから、その場合には、この項目に従って別の方を座長に指定していただきたいということです。

7ですが、ワーキングにつきましては、配布資料、議事、公開です。それから、議事概

要につきましては、部会と同様、事務局で取りまとめて速やかにホームページで公表していくということです。ただし、先ほど来、スケジュールで皆様の御理解のとおり、かなりタイトなスケジュールで集中的に進めていくこととなりますので、議事録の作成までは先生方の御負担等考慮いたしまして省略したいというふうに考えております。

以上です。

○河井部会長 ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見ありますか。

それでは、点検検証部会ワーキンググループの設置につきましては、このとおりで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河井部会長 ありがとうございます。では、この本案どおりワーキングを設置して、今後、各府省に書面調査を出して、御回答いただいた後、この2つのワーキンググループで各府省からのヒアリングを行いたいと考えております。

本日の審議は以上です。時間が45分ぐらい過ぎてしまいましたが、どうも申しわけありませんでした。本日の審議状況は、明日の統計委員会で報告させていただきます。

事務局から、日程について連絡をしてください。

○永島総務省統計委員会担当室次長 本日、設置いただきました2つのワーキンググループの開催日程については、改めてメンバーの方、日程を調整させていただいた上、御連絡をさせていただきたいと思います。

また、部会については、第3回はこのワーキングのヒアリングが終わった後に開催という予定ですので、こちらも併せて、改めてまた日程照会と御連絡を差し上げたいと思います。

○河井部会長 どうもありがとうございました。本日はこれまでとします。